

ごみ処理施設整備・運営事業

入札説明書

令和2年5月

尾張北部環境組合

目次

第1章 用語の定義	1
第2章 入札説明書の位置付け	4
第3章 事業の概要	5
1. 事業名	5
2. 本事業の対象となる公共施設等の名称及び種類	5
3. 公共施設等の管理者	5
4. 事業目的	5
5. 本事業対象施設の概要	5
6. 事業方式	6
7. 事業期間	6
8. 事業期間終了後の措置	7
9. 事業の対象となる業務範囲	7
10. 事業者の収入	8
11. 事業者の募集及び選定の手順(予定)	8
12. 関係法令等の遵守	9
第4章 入札者の参加に関する要件等	10
1. 応募者の条件	10
2. 運営事業者の設立に関する要件	14
第5章 応募者の審査及び落札者の選定	16
1. 審査の機関	16
2. 落札者の決定方法	16
第6章 入札手続等	17
1. 入札手続	17
2. 入札に関する担当部署等	22
3. 契約手続	22
第7章 提出書類及び作成要領	25
1. 一般的事項	25
2. 代表企業の入札参加資格審査申請書類	25
3. 入札辞退時届	25
4. 事業提案書類	25
第8章 本事業に関する提示条件等	29
1. 事業者の収入	29
2. 組合が適用を予定している交付金について	29
3. 保険	29
4. 想定されるリスクの分担	29
5. 業務の委託等	29
6. 地元への配慮	29
7. 事業の継続が困難となった場合の措置	30
8. 組合による本事業の実施状況の監視	30
入札説明書添付資料-1 事業実施場所	31
入札説明書添付資料-2 事業実施区域	32
入札説明書添付資料-3 ① 事業スキーム図(案)	33
入札説明書添付資料-3 ② 事業スキーム図(案)	34
入札説明書添付資料-3 ③ 事業スキーム図(案)	35
入札説明書添付資料-3 ④ 事業スキーム図(案)	36
入札説明書添付資料-4 本事業の主な業務範囲	37
入札説明書添付資料-5 本事業の業務範囲	38

入札説明書添付資料-6 対価の支払方法について.....	40
1. 対価の構成.....	40
2. 対価の算定方法.....	40
3. 対価の支払い方法.....	42
4. 運營業務委託費の改定.....	43
入札説明書添付資料-7 モニタリング及び対価の減額について.....	46
1. モニタリング目的.....	46
2. 要求水準を保つための措置.....	46
3. モニタリングの方法.....	47
4. 業務の改善についての措置.....	47
入札説明書添付資料-8 リスク分担.....	49

第1章 用語の定義

ごみ処理施設整備・運営事業の入札説明書で用いる用語を以下のとおり定義する。

No.	用語	定義
1	組合	尾張北部環境組合をいう。
2	2市2町	犬山市、江南市、大口町、扶桑町をいう。
3	構成市町	上記の2市2町を指す。
4	本事業	ごみ処理施設整備・運営事業をいう。
5	エネルギー回収型廃棄物処理施設	ごみ処理施設整備・運営事業の内、エネルギー回収型処理施設のことをいい、処理対象ごみを受入処理しエネルギーを回収する施設で、本事業では、ストーカ式焼却方式、シャフト式ガス化溶融方式及び流動床式ガス化溶融方式に限る。
6	マテリアルリサイクル推進施設	新ごみ処理施設整備・運営事業の内、マテリアルリサイクル推進施設のことをいい、処理対象ごみを受入・処理し破碎、選別等を行う施設をいう。
7	本施設	エネルギー回収型廃棄物処理施設、マテリアルリサイクル推進施設の工場棟のほか、管理棟、計量棟、洗車場、余熱利用設備、構内通路、雨水流出抑制施設、植栽、門扉等の事業実施区域内の設備、建築物及びその他附帯設備を含めている。
8	ストーカ式焼却炉	エネルギー回収型廃棄物処理施設の処理方式で、ごみを可動する火格子上で移動させながら、火格子下部から空気を送入し、燃焼させる焼却方式をいう。
9	シャフト式ガス化溶融炉	エネルギー回収型廃棄物処理施設の処理方式で、ガス化溶融炉本体でごみの熱分解、ガス化から溶融までを一体で行う方式をいう。なお、炉の上部からごみ、コークス、石灰石を供給する。
10	流動床式ガス化溶融炉	エネルギー回収型廃棄物処理施設の処理方式で、けい砂等の流動層の下部から加圧された空気を分散供給して、蓄熱したけい砂等を流動させ、その中でごみをガス化させている熱分解ガスは、後段の旋回溶融炉で燃焼させる方式をいう。
11	工場棟	エネルギー回収型処理施設、マテリアルリサイクル推進施設の建屋及びプラント等をいう。
12	プラント	本施設のうち、処理対象物の処理に必要な全ての設備（機械設備、電気設備及び計装設備等）を総称していう。
13	焼却灰等	本施設の稼働により排出される焼却主灰、焼却飛灰、不燃残さ、溶融飛灰等を総称していう。
14	副生成物等	本施設の稼働により排出される溶融スラグ、溶融メタルを総称していい、本事業においては、全量有価物に再生するものに限る。
15	有価物等	本施設の稼働により回収した鉄、アルミ等で、有価で引き取られるものをいう。
16	焼却灰等資源化	焼却灰等を資源化することをいう。
17	副生成物等資源化	副生成物等を有価で引取、資源化することをいう。
18	有価物等引取	有価物等を有価で引取、資源化することをいう。
19	建築物等	本施設のうちプラントを除く設備及び建築物を総称していう。
20	DB+O方式	本事業については、本施設の運営の一部に組合による業務が入ることから、Design（設計）、Build（建設）と一部を除くOperate（運営）を事業者委ねる事業手法をいう。なお、本事業においては、設計・建設と運営・維持管理業務を一括で発注する方式とする。
21	DBM方式	事業者によるDesign（設計）、Build（建設）、Maintenance（補修）を行いOperate（運営）については組合が行う事業方式で、本施設のうちマテリアルリサイクル推進施設、計量

No.	用語	定義
		設備などが該当する。
22	事業者	組合と本事業の基本契約を締結する者をいう。落札者の構成企業及び運営事業者で構成される。
23	建設事業者	組合と建設工事請負契約を締結する者で、本施設の設計・建設を担当する者をいう。
24	運営事業者	組合と運営・維持管理業務委託契約を締結する者で、本施設の運営・維持管理を担当する者をいう。
25	建設JV	本施設の建設業務について、一定の要件を満たす企業によって設立する共同企業体をいう。本施設のプラントの設計・建設を行う者が代表となる共同企業体（自主結成）とし、代表企業以外の企業が他の共同企業体に参画することはできない。
26	特別目的会社	本施設の運営業務の実施のみを目的として設立される株式会社(SPC)をいう。
27	応募者	本事業の入札手続きに参加する企業グループをいう。
28	代表企業	入札手続きにおいて応募者の代表を務める者をいう。
29	協力企業	応募者のうち、代表企業以外の企業をいう。ただし、SPCを設立する場合においては、建設業務又は運営業務を担当する企業のうち、運営事業者に出資を行わない企業をいう。
30	構成員	SPCを設立する場合において、建設業務又は運営業務を担当する企業のうち、運営事業者に出資を行う企業をいう。
31	落札者	応募者の中から本事業を実施するとして、組合が選定する者をいう。
32	焼却灰等運搬企業	本施設の稼働に伴い排出される焼却灰等を焼却灰等資源化企業の引取先まで運搬する企業をいう。
33	焼却灰等資源化企業	本施設の稼働に伴い排出される焼却灰等を資源化する企業をいう。
34	副生成物等引取企業	本施設の稼働に伴い排出される副生成物等を組合から全量有価で引取、全量資源化する企業をいう。
35	有価物等引取企業	本施設の稼働に伴い回収される鉄、アルミ等を有価で引取資源化する企業をいう。
36	事業契約／特定事業契約	基本契約、建設工事請負契約及び運営・維持管理業務委託契約の総称をいう。
37	事業実施区域	本事業を実施する区域をいう。
38	入札説明書等	本事業の入札公告に際して公表する入札説明書、要求水準書、基本契約書（案）、建設工事請負契約書（案）、運営・維持管理業務委託契約書（案）、焼却灰等運搬業務委託契約書（案）、焼却灰等資源化業務委託契約書（案）、落札者決定基準等の書類をいう。
39	基本協定	事業者の選定後、本事業開始のための準備行為等に関する基本的事項等について、組合と落札者の間で締結される協定をいう。
40	基本契約	事業者の本事業を発注するための基本的事項について、組合と落札者で締結する契約をいう。（ただし、SPCを設立する場合、特定事業契約という。）
41	建設工事請負契約	本事業の設計及び建設の実施のために、基本契約に基づき、組合と建設事業者が締結する契約をいう。
42	運営・維持管理業務委託契約	本事業の運営の実施のために、基本契約に基づき、組合と運営事業者が締結する契約をいう。
43	焼却灰等運搬業務委託契約	本事業の焼却灰等を運搬するために、基本計画に基づき組合と焼却灰等運搬企業が締結する契約をいう。なお、本事業では、組合、運営事業者、焼却灰等運搬企業の3者契約を措定している。
44	焼却灰等資源化委託契約	本事業の焼却灰等を資源化するために、基本計画に基づき組合と焼却灰等資源化企業が締結する契約をいう。なお、本事業では、組合、運営事業者、焼却灰等資源化企業の3者契

No.	用語	定 義
		約を想定している。
45	建設業務	本事業のうち、本施設の設計・建設に係る業務をいう。
46	運営業務	本事業のうち、本施設の運営・維持管理に係る業務をいう。
47	運搬業務	本業務のうち、焼却灰等の運搬に係る業務をいう。
48	資源化業務	本業務のうち、焼却灰等の資源化に係る業務をいう。
49	要求水準書	事業者に対し要求する必要最小限の業務の範囲、実施条件、業務内容等の水準を示したものをいう。
50	要求水準書 建設業務編	本事業における建設業務に係る要求水準書をいう。
51	要求水準書 運営・維持管理業務編	本事業における運営業務に係る要求水準書をいう。
52	要求水準	要求水準書等に規定される、本施設が備えるべき性能及び機能等をいう。

第2章 入札説明書の位置付け

本入札説明書は、尾張北部環境組合（以下「組合」という。）が実施するDB+O及びDBMによる本事業の事業者を選定のための総合評価一般競争入札方式（地方自治法施行令第167条の10の2）に適用されるものであり、本事業に係る入札公告に基づく事業者の募集及び選定等については、本入札説明書による。

また、以下の別添資料1から9に示す資料は、本入札説明書と一体であり、総称して「入札説明書等」という。

応募者は、入札説明書等の内容を十分理解した上で、本事業の目的に沿った条件で必要な書類等の作成を行うものとする。

- | | | | |
|---------|---------------|-------------------|------------|
| • 別添資料1 | ごみ処理施設整備・運営事業 | 要求水準書 第Ⅰ編 | 建設業務編 |
| • 別添資料2 | ごみ処理施設整備・運営事業 | 要求水準書 第Ⅱ編 | 運営・維持管理業務編 |
| • 別添資料3 | ごみ処理施設整備・運営事業 | 落札者決定基準書 | |
| • 別添資料4 | ごみ処理施設整備・運営事業 | 基本協定書（案） | |
| • 別添資料5 | ごみ処理施設整備・運営事業 | 基本契約書（案） | |
| • 別添資料6 | ごみ処理施設整備・運営事業 | 建設工事請負契約書（案） | |
| • 別添資料7 | ごみ処理施設整備・運営事業 | 運営・維持管理業務委託契約書（案） | |
| • 別添資料8 | ごみ処理施設整備・運営事業 | 焼却灰等運搬業務委託契約書（案） | |
| • 別添資料9 | ごみ処理施設整備・運営事業 | 焼却灰等資源化業務委託契約書（案） | |

第3章 事業の概要

1. 事業名

ごみ処理施設整備・運営事業

2. 本事業の対象となる公共施設等の名称及び種類

名 称 エネルギー回収型廃棄物処理施設及びマテリアルリサイクル推進施設
種 類 一般廃棄物中間処理施設

3. 公共施設等の管理者

尾張北部環境組合 管理者 澤田 和延

4. 事業目的

現在、犬山市、江南市、大口町及び扶桑町（以下、「2市2町」という。）では、犬山市都市美化センター、江南丹羽環境管理組合（江南市、大口町及び扶桑町で構成する一部事務組合）環境美化センターにおいてごみ処理を行っている。

2市2町では、平成9年に国からの通知を受けごみ処理の広域化の検討を進め、2市2町で構成する尾張北部地域ごみ焼却処理広域化第1小ブロック会議では、平成28年7月に「尾張北部地域第1小ブロックごみ処理広域化実施計画」を改訂し、平成29年2月には、新ごみ処理施設に関する基本的な事項についての方向性を定めた「新ごみ処理施設整備計画」を策定した。

その後、ごみ処理を共同で独立した事業として実施することにより、効率的かつ確実にごみ処理事業を推進し、循環型社会の形成に取り組んでいくために平成29年4月に「尾張北部環境組合」（以下「組合」という。）を設置した。

組合では、老朽化した犬山市都市美化センター、江南丹羽環境管理組合の環境美化センターに替わる広域化した新ごみ処理施設を整備し、2市2町における一般廃棄物の効率的かつ安定した処理と循環型社会の形成及びエネルギー回収とその有効利用による温室効果ガス削減に寄与する事を目的とした「新ごみ処理施設整備・運営事業」（以下「本事業」という。）を実施するものである。

5. 本事業対象施設の概要

本施設の概要を表1に示す。また、建設予定地及び事業実施区域は、「入札説明書添付資料-1 事業実施場所」及び「入札説明書添付資料-2 事業実施区域」に示すとおりである。

表1 本施設の概要

名称：ごみ処理施設	
建設予定地：愛知県江南市中般若町北浦地内（入札説明書添付資料-1 事業実施場所 を参照）	
事業実施区域面積：敷地面積約3.0 ha	
工場棟	エネルギー回収型廃棄物処理施設 1) 処理方式：ストーカ式焼却炉+灰資源化 ：シャフト式ガス化溶融炉 ：流動床式ガス化溶融炉 2) 施設規模：196 t/日（98t/日×2炉 1日あたり24時間） 3) 処理対象物 ア 可燃ごみ イ マテリアルリサイクル推進施設から排出される残さ等 ウ し尿処理施設のし渣及び脱水汚泥 エ 災害廃棄物（緊急時） 4) 発電設備：設置あり
	マテリアルリサイクル推進施設 1) 処理方式：破砕選別処理（破砕、選別、保管等） 2) 施設規模：14 t/5h×1系列 ア 不燃ごみ・粗大ごみ破砕処理施設：14 t/5h×1系列 イ 蛍光管破砕処理設備、スプレー缶処理設備 ウ スtockヤード：有害ごみ、剪定枝、火災廃棄物、不法投棄ごみ 3) 処理対象物 ア 不燃ごみ・粗大ごみ イ 有害ごみ等：電池類、蛍光管類、温度計類、剪定枝 4) その他の要件 見学通路等を用いて普及啓発を行うための設備
施設関連	管理棟（工場棟と合棟も可）、計量棟、洗車場、余熱利用設備、駐車場、構内通路、雨水流出抑制施設、植栽、門扉等

6. 事業方式

本事業のうち、エネルギー回収型廃棄物処理施設の整備及び運営は、DB+O方式とし、マテリアルリサイクル推進施設については、DBM方式とする。なお、業務の詳細については、要求水準書に示す。

落札者として選定された応募者は、建設事業者として本施設の建設業務を行う。

さらに、落札者は、エネルギー回収型廃棄物処理施設については20年間、マテリアルリサイクル推進施設のメンテナンス等については10年間にわたって、本施設の運営業務を実施するものとする。ただし、特別目的会社設立の有無については提案による。

本事業における事業スキームの例を「入札説明書添付資料-3①～④ 事業スキーム（案）」に示す。

7. 事業期間

事業期間は次のとおりとする。

- 1) 設計・建設期間 : 令和3年4月から令和7年3月まで
- 2) 運営期間

- ① エネルギー回収型廃棄物処理施設：令和7年4月から令和27年3月まで（20年間）
- ② マテリアルリサイクル推進施設：令和7年4月から令和17年3月まで（10年間）

8. 事業期間終了時の措置

本施設の事業期間終了時の措置について、エネルギー回収型廃棄物処理施設は、運営開始後16年目（令和22年4月以降）、マテリアルリサイクル推進施設は運営開始後8年目（令和14年4月以降）から組合及び事業者は協議を開始すること。

9. 事業の対象となる業務範囲

事業者が行う事業の範囲は次のとおりとする。また、各項目の詳細については「入札説明書添付資料-4 本事業の主な業務範囲及び入札説明書添付資料-5 本事業の業務範囲分担表」及び「別添資料1 ごみ処理施設整備・運営事業 要求水準書 第Ⅰ編 建設業務編」、「別添資料2 ごみ処理施設整備・運営事業 要求水準書 第Ⅱ編 運営・維持管理業務編」に示すとおりとする。

1) 事業者が行う業務

- ① 本施設の設計に関する業務
 - ア 本施設の設計
 - イ 組合が提示する調査結果以外に必要な事前調査
 - ウ 組合の循環型社会形成推進交付金（以下「交付金」という。）申請支援
 - エ 組合の起債支援、固定資産台帳の作成支援
 - オ その他許認可申請支援
 - カ 本施設の設計のセルフモニタリング
- ② 本施設の建設に関する業務
 - ア 本施設の建設
 - イ 建設工事に係る許認可申請等
 - ウ 本施設の建設のセルフモニタリング
- ③ 本施設の運営に関する業務
 - ア 受付業務への協力
 - イ 運転管理業務
 - ウ 焼却灰等運搬業務
 - エ 焼却灰等資源化業務
 - オ 副生成物等資源化業務
 - カ 維持管理業務
 - キ 環境管理業務
 - ク 防災管理業務
 - ケ 保安・清掃業務
 - コ 住民等対応業務
 - サ 情報管理業務
 - シ 運営のセルフモニタリング及びその他これらに付帯関連する業務

2) 組合が行う業務

- ① 本施設の設計・建設に関する業務
 - ア 用地の確保
 - イ 住民対応
 - ウ 本施設の交付金申請手続
 - エ 本施設の設計・建設モニタリング
 - オ その他これらを実施する上で必要な業務（許認可等含む）
- ② 本施設の運営に関する業務
 - ア 住民対応

- イ 受付業務
- ウ 運転管理業務（マテリアルリサイクル推進施設の運転管理業務等）
- エ マテリアルリサイクル推進施設で回収した有価物の資源化業務
- オ 本施設で回収した処理不適物の処理
- カ 見学者対応
- キ 運営モニタリング
- ク 本施設への一般廃棄物等の搬入
- ケ 有害ごみ及び剪定枝の引取先の確保と引渡、運搬
- コ その他これらを実施する上で必要な業務

10. 事業者の収入

本事業における事業者の収入は次のとおりとする。

1) 本施設の建設業務に係る対価

組合は、本施設の建設業務の対価として、施設整備費を建設事業者を支払う。

2) 本施設の運営業務に係る対価

組合は、本施設の運営業務の対価として、運営委託費を運営事業者を支払う。

ただし、売電収入及びマテリアルリサイクル推進施設からの回収物等のうち有価物の売却益は組合に帰属する。（アンシラリーサービス料金に関しては、組合の負担とする。）

本事業における対価の支払いについて、「入札説明書添付資料-6 対価の支払方法について」で示す。

11. 事業者の募集及び選定の手順

本事業における事業者の募集及び選定手順は、表2のとおりを予定している。

表2 事業者の募集及び選定スケジュール

内 容	日 程
1 入札公告及び入札説明書等の公表・交付	令和2年5月7日（木）
2 現地視察受付期限	令和2年5月13日（水）
3 現地視察の実施予定	令和2年5月15～22日（金～金）
4 第1回入札説明書等に関する質問受付期限 （入札参加資格に関する質問）	令和2年5月15日（金）
5 第1回入札説明書等に関する質問回答の公表	令和2年5月29日（金）
6 入札参加資格審査書類受付期限	令和2年6月8日（月）
7 入札参加資格審査結果の通知・応募者名の交付	令和2年6月12日（金）
8 第2回入札説明書等に関する質問受付期限 （入札参加資格以外に関する質問）	令和2年6月15日（月）
9 第2回入札説明書等に関する質問回答の公表	令和2年7月6日（月）
10 対面的対話の事業概要書及び確認事項の受付期限	令和2年7月10日（金）
11 対面的対話	令和2年7月15～16日（水、木）
12 対面的対話の確認事項に対する回答の公表	令和2年7月31日（金）
13 事業提案書の受付期限	令和2年10月16日（金）
14 基礎審査結果通知	令和2年11月20日（金）
15 事業者ヒアリング	令和2年12月中旬
16 落札者決定の通知及び公表	令和2年12月下旬
17 基本協定締結	令和3年1月
18 事業契約仮契約締結	令和3年2月

(SPCを設立する場合は特定事業仮契約締結)	
19 契約議案の組合議会議決	令和3年3月
20 事業契約本契約	令和3年3月

※ 上記スケジュールに変更が生じる場合は、その内容を公表する。

12. 関係法令等の遵守

組合及び事業者は、本事業を実施するにあたり、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「廃掃法」という。）をはじめ、必要な関係法令、条例、規則及び要綱等を遵守しなければならない。

第4章 入札者の参加に関する要件等

1. 応募者の条件

応募者は、次の資格要件をすべて満たすものとする。また、応募者の資格の確認を行うために資格審査を実施する。建設業務、運營業務の実施にあたっては、以下に示す応募者の構成等で規定するものはもとより、構成2市2町の住民を対象とした雇用に配慮するとともに、構成2市2町に本社または主たる支店、営業所がある事業者を積極的に活用すること。

1) 応募者の構成等

- ① 応募者は、建設業務、運營業務、運搬業務、資源化業務及び副生成物等引取を実施する予定の複数の企業で構成される企業グループとする。
- ② 応募者の中から「2)②ア 本施設のプラントの設計・建設及び建築物等の設計を行う者の要件」の(ア)から(カ)の要件をすべて満たす1者を「代表企業」として定めるとともに、当該代表企業が応募手続を行うこととする。
- ③ 代表企業は、構成2市2町の住民等を対象とした雇用に配慮すること。
- ④ 応募者の構成メンバーの変更は認めない。ただし、特段の事情があると組合が認めた場合は、この限りではない。
- ⑤ 応募者の構成メンバーは、他の応募者の構成メンバーとなることはできない。ただし、焼却灰等運搬企業、焼却灰等資源化企業及び副生成物等資源化企業はこの限りではない。また、特段の事情があると組合が認めた場合は、この限りではない。
- ⑥ 応募者の構成メンバーのうち、焼却灰等運搬企業、焼却灰等資源化企業及び副生成物等資源化企業を除きいずれかと資本関係又は人的関係のある者が、他の応募者の代表企業、協力企業となることは認めない。「資本関係又は人的関係のある者」とは、次に定める基準のいずれかに該当する場合をいう（以下同じ。）。

ア 資本関係がある場合

以下のa)又はb)のいずれかに該当する2者の場合。

- a) 親会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条4号及び会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第3条の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある場合

- b) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

イ 人的関係がある場合

以下のa)又はb)のいずれかに該当する2者の場合。なお、以下でいう役員とは、社外役員を含む、常勤又は非常勤の取締役、監査役、執行役員、その他すべての役員を指す。

- a) 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合
- b) 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法（平成14年法律第154号）第67条第1項又は民事再生法（平成11年法律第225号）第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

ウ その他落札者の決定の適正さが阻害されると認められる場合

- ⑦ その他上記⑥のア又はイと同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる者についても他の応募者の構成員又は協力企業となることはできない。
- ⑧ 同一応募者が複数の提案を行うことはできない。

2) 応募者等の参加資格要件

① 共通の参加資格要件

次のいずれかに該当する者は、代表企業、構成員又は協力企業となることはできない。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者

イ 組合の構成2市2町のいずれの競争入札参加資格者名簿（令和2・3年度）にも登

- 録されていない者（ただし、焼却灰等資源化企業は除く）
- ウ 組合の構成2市2町のいずれかの指名停止措置を受けている者
- エ 廃掃法に基づく罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
- オ 直近事業年度の法人税、法人住民税、法人事業税、消費税及び地方消費税を滞納している者
- カ 手形交換所において取引停止処分、主要取引先からの取引停止などの事実があり、経営状況が著しく不健全であると認められる者
- キ 会社法第511条の規定による特別清算開始の申立てがなされている者
- ク 会社更生法第17条の規定による更生手続開始の申立て（同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係る同法による改正前の会社更生法（昭和27年法律第172号）第30条の規定による更生手続開始の申立てを含む。）がなされている者
- ケ 民事再生法第21条の規定による再生手続開始の申し立てがなされている者
- コ 破産法（平成16年法律第75号）第18条又は第19条による破産の申立て（同法附則第3条の規定によりなお従前の例によることとされる破産事件に係る同法による廃止前の破産法（大正11年法律第71号）第132条又は第133条による破産の申立てを含む。）がなされている者
- サ 組合が準用する2市2町それぞれの暴力団排除条例に規定する暴力団及び暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者が所属している者
- シ 暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者がその事業活動を支配する法人である者
- ス 組合が本事業に関する検討を委託した次に示す者と資本関係又は人的関係のある者
- ・基本設計策定等業務 受託者
株式会社エックス都市研究所、アンダーソン・毛利・友常法律事務所

② 各業務を行う者の要件

応募者は、本事業の建設及び運営の各業務を行う者として、以下のアからコの各項目の要件を満たす企業で構成すること。なお、複数の項目の要件を満たす者は、当該複数の項目の業務にあたる者を兼ねることが可能である。

ア 本施設のプラントの設計・建設及び建築物等の設計を行う者の要件

建設事業者のうち本施設のプラントの設計・建設及び建築物等の設計を行う企業は以下に示す(ア)から(カ)の要件をすべて満たすこと。

- (ア) 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の規定に基づく一級建築士事務所登録の登録を行っていること。
- (イ) 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の規定による清掃施設工事に係る特定建設業の許可を受けており、同工事に係る経営事項審査結果の総合評定値が1,000点以上であること。
- (ウ) 組合の構成2市2町のいずれかの競争入札参加資格者名簿（令和2・3年度）の清掃施設工事の登載者であること。
- (I) 以下に示すa)からb)の要件をすべて満たす廃掃法第8条第1項に規定する一般廃棄物処理施設を元請（単独又はJV）で受注した実績（竣工したものに限り）を2000年（平成12年度）以降に1件以上有すること。
- a) 提案する処理方式の発電効率またはエネルギー回収率が、循環型社会形成推進交付金交付要綱の高効率ごみ発電施設整備マニュアル（平成21年3月から平成30年3月改訂版含む）またはエネルギー回収型廃棄物処理施設整備マニュアル（平成26年3月から令和元年5月改訂版含む）に定める交付要件を満足する施設で処理能力196 t /日以上かつ複数炉構成であること。

- b) 連続運転式一般廃棄物焼却施設（処理方式は、「ストーカ式焼却炉」、「シャフト式ガス化溶融炉」又は「流動床式ガス化溶融炉」に限る。）
- ㊦) 建設業法における清掃施設工事業に係る監理技術者資格者証を有する者を本工事に専任で配置できること。

イ 本施設のうちマテリアルリサイクル推進施設の設計・建設を行う者の要件

応募者のうちマテリアルリサイクル推進施設の設計・建設及び建築物等の設計を行う企業は、以下に示す廃掃法第8条第1項に規定する一般廃棄物処理施設を元請（単独又はJV）で受注した実績（竣工したものに限り）を2000年（平成12年度）以降に1件以上有すること。

- ㊦) 処理能力14トン/5時間以上の破砕選別処理施設であること。

ウ 本施設の建築物等の建設を行う者の要件

建設事業者のうち本施設の建築物等の建設を行う企業は、構成員又は協力企業とし、少なくとも1社は以下に示す㊦)から㊨)の要件をすべて満たす企業であること。

- ㊦) 組合の構成2市2町のいずれかの競争入札参加資格者名簿（令和2・3年度）の建築一式工事の登載者であること。
- ㊧) 建設業法第3条第1項に規定する建築一式工事に係る特定建設業の許可を受けており、同工事に係る経営事項審査結果の総合評定値が1,000点以上であること。
- ㊨) 愛知県内に本店もしくは営業所、支店を有すること。

エ 用地造成工事を行う者の要件

建設事業者のうち本施設の用地造成工事を行う企業は、少なくとも1社は以下に示す㊦)から㊨)の要件をすべて満たす企業であること。

- ㊦) 組合の構成2市2町のいずれかの競争入札参加資格者名簿（令和2・3年度）の土木一式工事の登載者であること。
- ㊧) 建設業法第3条第1項に規定する土木一式工事に係る特定建設業の許可を受けており、同工事に係る経営事項審査結果の総合評定値が800点以上であること。
- ㊨) 組合の構成2市2町内に本店を有すること。

オ 敷地外雨水排水路整備工事を行う者の要件

建設事業者のうち敷地外雨水排水路整備工事を行う企業は、少なくとも1社は以下に示す㊦)から㊨)の要件をすべて満たす企業であること。

- ㊦) 組合の構成2市2町のいずれかの競争入札参加資格者名簿（令和2・3年度）の土木一式工事の登載者であること。
- ㊧) 建設業法第3条第1項に規定する土木一式工事に係る許可を受けており、同工事に係る経営事項審査結果の総合評定値が700点以上であること。
- ㊨) 組合の構成2市2町内に本店を有すること。

カ 愛知県道浅井犬山線道路拡幅工事を行う者の要件

建設事業者のうち愛知県道浅井犬山線道路拡幅工事を行う企業は、少なくとも1社は以下に示す㊦)から㊨)の要件をすべて満たす企業であること。

- ㊦) 組合の構成2市2町のいずれかの競争入札参加資格者名簿（令和2・3年度）の土木一式工事の登載者であること。
- ㊧) 建設業法第3条第1項に規定する土木一式工事に係る許可を受けており、同工事に係る経営事項審査結果の総合評定値が700点以上であること。

(ウ) 組合の構成2市2町内に本店を有すること。

キ 本施設の運営を行う者の要件

応募グループ内において本施設の運営を行う企業で、少なくとも1社は以下に示す(ア)から(ウ)の要件をすべて満たすこと。

(ア) 以下に示すa)及びb)の要件をすべて満たす廃掃法第8条第1項に規定する一般廃棄物処理施設の運営業務を元請（SPCへの出資、JV含む）で受注し、1年以上の運営実績を1件以上有すること。

- a) ボイラ及び蒸気タービン発電設備が設置された提案処理方式の施設。
- b) 複数炉構成の施設。

(イ) 本事業の現場総括責任者及び廃棄物処理施設技術管理者は、以下に示すa)からc)の要件すべてを満足すること。

- a) 廃棄物処理施設技術管理者(ごみ処理施設)の資格を有していること。
- b) ボイラ及び蒸気タービン発電設備が設置された提案処理方式の施設で複数炉構成の施設(1年以上の稼働及び1系列あたり90日間以上の連続運転実績を有する施設に限る。)の現場総括責任者(施設の円滑な運転管理、維持管理等の総括的な責任を担う者。)として経験を有する技術者であること。
- c) 運営開始後2年間以上配置できること。

(ウ) 本施設の運営にあたり、事業者の責務を達成するためにボイラー・タービン主任技術者、電気主任技術者をはじめとしてその他必要な資格者を配置できること。なお、ボイラー・タービン主任技術者は、「電気事業法」(昭和37年法律第170号)第43条第1項及び「主任技術者制度の解釈及び運用(内規)(平成24年3月30日改正)」に基づき選任されるものとする。

ク 焼却灰等の運搬を行う者の要件

応募者のうち、焼却灰等の運搬を行う企業は、以下に示す(ア)から(イ)の要件をすべて満たすこととする。なお、焼却灰等の資源化企業が次の要件を満たしている場合に限り本業務を兼務することを認める。

- (ア) 本施設の運営開始時(負荷運転含む)までに焼却灰等を運搬ができること。
- (イ) 本施設の運営開始時(負荷運転含む)までに焼却灰等を適切に運搬できる車両を有していること。
- (ウ) 組合の構成2市2町のいずれかの競争入札参加資格者名簿(令和2・3年度)の廃棄物処理の登載者であること。

ケ 焼却灰等の資源化を行う者の要件

応募者のうち、焼却灰等の資源化を行う企業は、以下に示す(ア)から(イ)の要件をすべて満たすこととする。

- (ア) 本施設の運営開始時(負荷運転含む)に、焼却灰等を受け入れる予定の施設が、関係法令等で定めるところによる当該施設の所在する都道府県知事の許可を有していること。
- (イ) 関係法令に定めるところによる焼却灰等を受け入れる市区町村の許可を有していること。
- (ウ) 焼却灰等の資源化の実績を有すること。

コ 副生成物等の引取を行う者の要件

応募者のうち、副生成物等の引取を行う企業は、以下に示す(ア)から(イ)の要件をすべて満たすこととする。

- (ア) 本施設の運営開始時(負荷運転含む)に、副生成物等を有価物として引取り、全

量有価物として再生利用が可能であること。

(1) 副生成物等の引取り、資源化の実績を有すること。

③ 参加資格の確認

ア 参加資格確認基準日は、代表企業については入札参加資格審査書類受付期限日とし、協力企業は、事業提案書の受付期限日とする。

イ 落札者決定日までの間に代表企業が入札参加資格要件を欠いた場合、当該応募者を落札者決定のための審査対象から除外する。

ウ 落札者決定日までの間に協力企業が入札参加資格要件を欠いた場合、当該応募者を落札者決定のための審査対象から除外する。ただし、事前に組合へ連絡し、特段の事情があると組合が認めた場合は、協力企業の変更等を認める。

エ 落札者決定日の翌日から事業契約の締結の承認に係る議会の議決日までの間に代表企業が入札参加資格要件を欠いた場合、組合は落札者決定を取り消す。この場合において、組合は、落札者決定を取り消した応募者に対して一切の費用負担を負わないものとする。

オ 落札者決定日の翌日から事業契約の締結の承認に係る議会の議決日までの間に協力企業が入札参加資格要件を欠いた場合、組合は落札者決定を取り消す。ただし、事前に組合へ連絡し、特段の事情があると組合が認めた場合は、この限りではない。なお、落札者決定を取り消した場合において、組合は、落札者決定を取り消した応募者に対して一切の費用負担を負わないものとする。

3) 共同企業体の設立に関する要件

本事業の建設工事の施工で、建設JVを結成する場合は次のとおりとする。

- ① 建設JVの形態（共同施工方式・分担施工方式）は、任意とする。
- ② 建設JVの代表者（以下「代表者」という。）は、本施設のプラントの設計・建設を担当する者でなければならない。
- ③ 建設JVの代表者以外の企業は、他の建設JVの構成に入ることは認めない。
- ④ 組合と契約を締結した建設JVの有効期間は、当該工事の完成後3ヶ月を経過した日までとする。ただし、当該有効期間満了後であっても、当該工事につき契約不適合責任がある場合には、各構成員は、連帯してその責を負うものとする。
- ⑤ 組合が提案書類受付後、他の応募者の建設JVを構成する企業と資本関係又は人的関係が認められた場合は、提案書類の受付の早い応募者の建設JVの構成は認めることとし、他の応募者は建設JVの構成企業の変更を行うものとする。

2. 運営事業者の設立に関する要件

1) 基本協定の締結

組合と落札者は落札者決定後速やかに事業契約の締結に向けた相互の協力義務、特別目的会社の設立等について規定した基本協定を締結する。

2) 特別目的会社の設立（特別目的会社を設立する場合）

落札者決定後には、落札者は、特別目的会社を速やかに設立しなければならない。

なお、特別目的会社は以下に示す①から④の要件をすべて満たさなければならない。

- ① 運営事業者の本店所在地は本施設の所在地とすること。
- ② 応募者のうち、代表企業の議決権付普通株式の保有割合は、設立時から事業期間を通じて100分の50を超えるものとする。
- ③ 運営事業者の定款において、会社法第326条第2項に従い監査役及び会計監査人の設置を定め、会計監査人の監査を受けた財務書類を組合に提出すること。
- ④ 運営事業者の株主は、組合の同意なくして運営事業者の株式の譲渡、これに対する担保権の設定その他の処分を行わないこと。

3) 契約内容に関する協議

組合と落札者は、基本協定に基づき事業契約の趣旨・解釈を明確化するための協議を行うものとする。

第5章 応募者の審査及び落札者の選定

1. 審査の機関

組合は、応募者の事業提案の審査を公平に専門的知見に基づいて実施するため、組合が設置した尾張北部環境組合ごみ処理施設整備運営事業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）において審査を実施する。

2. 落札者の決定方法

落札者の選定は、以下の手順で行う。

なお、落札者の選定にあたっては、組合が設置する選定委員会において「別添資料3 ごみ処理施設整備・運営事業 落札者決定基準書」に基づき評価・審査し、その結果を受けて、組合が落札者を決定する。

1) 代表企業の参加資格審査

代表企業の参加資格審査にあたっては、参加表明時に提出する参加資格審査申請書類について審査を行い、参加資格要件の具備を確認する。

2) 事業提案審査

① 基礎審査

基礎審査は、代表企業の参加資格審査に合格した資格審査通過者から提出された提案内容が組合の要求する協力企業の参加資格要件及び要求水準を満足するものであることについて確認を行うものである。確認された資格審査通過者のみ次段階の非価格要素審査及び価格審査に進むこととする。

② 非価格要素審査

基礎審査において組合の要求する要件を満たした応募者を対象として、非価格要素について審査し、非価格要素点を決定する。

③ 価格審査

入札書比較価格を超過しない応募者の入札価格について、「別添資料3 ごみ処理施設整備・運営事業 落札者決定基準書」に定める算定式により価格点を算出する。

なお、本事業の予定価格（設計・建設費及び運営委託費の総額）は以下のとおりであり、入札書比較価格を超過した入札を行った応募者は失格とする。

予 定 価 格	：	42,900,000,000	円（消費税及び地方消費税を含む。）
【参考内訳】建設業務	：	23,870,000,000	円（消費税及び地方消費税を含む。）
運営委託業務	：	19,030,000,000	円（消費税及び地方消費税を含む。）
入札書比較価格	：	39,000,000,000	円（予定価格の110分の100の額）

※上記予定価格には、現在想定している電力引込み工事負担金616,000,000円(消費税及び地方消費税含む)を含む。

④ 総合評価及び落札者の選定

選定委員会は、非価格要素点と価格点から「別添資料3 ごみ処理施設整備・運営事業 落札者決定基準書」に定める総合評価方式により落札候補者を選定する。その結果に基づき組合が落札者を決定し、応募者の代表企業に書面で入札結果の通知を行う。

第6章 入札手続等

1. 入札手続き

1) 入札公告（入札説明書等の公表）

組合は、令和2年5月7日（木）に入札公告を行い、以下の資料を公表する。

- ① ごみ処理施設整備・運営事業 入札説明書
- ② ごみ処理施設整備・運営事業 要求水準書 第Ⅰ編 建設業務編
- ③ ごみ処理施設整備・運営事業 要求水準書 第Ⅱ編 運営・維持管理業務編
- ④ ごみ処理施設整備・運営事業 落札者決定基準書
- ⑤ ごみ処理施設整備・運営事業 基本協定書（案）
- ⑥ ごみ処理施設整備・運営事業 基本契約書（案）
- ⑦ ごみ処理施設整備・運営事業 建設工事請負契約書（案）
- ⑧ ごみ処理施設整備・運営事業 運営・維持管理業務委託契約書（案）
- ⑨ ごみ処理施設整備・運営事業 焼却灰等運搬業務委託契約書（案）
- ⑩ ごみ処理施設整備・運営事業 焼却灰等資源化業務委託契約書（案）
- ⑪ 様式集

2) 現地視察の受付

現地視察への出席を希望する者は、以下のとおり申し込むこととする。現地視察は、令和2年5月15～22日（金～金）を予定している。なお、組合が指定した現地視察の日時は、特段の事情と組合が判断する場合を除き変更できないものとする。

① 現地視察の申込について

本入札説明書等公表日から令和2年5月13日（水）午後5時までとする。

② 提出方法

本入札説明書等と同時にホームページに公表する現地視察申込書（様式1）に記入の上、そのファイルをE-mailに添付し送信する。

③ 送信先

送信先は、以下に示すとおりである。

（送信先）

- ・尾張北部環境組合 総務課
- ・電子メールアドレス：kumiai@owarihokubu.jp

④ タイトル

電子メールのタイトルは、「【応募者名】ー現地視察申請」とすること。

⑤ 到達の確認方法

組合が現地視察を申請した者に返信する。

⑥ 開催日時の通知

現地視察開催日時は、組合より様式1に記載された連絡先に電子メールで通知する。電子メール受信者は、組合の送信先へ令和2年5月14日（木）午後5時までに返信メールを入れること。

3) 第1回入札説明書等に関する質問受付及び回答（入札参加資格に関する質問）

第1回入札説明書等に関する質問受付及び回答を以下のとおり実施するものとし、電話等による質問には一切応じない。なお、入札参加資格に関する質問ではないと組合が判断した質問については回答しない。

① 提出期間

本入札説明書等公表日から令和2年5月15日（金）午後5時までとする。

② 提出方法

本入札説明書等と同時にホームページに公表する第1回入札説明書等に関する質問書（様式2-1）（Microsoft Excel形式）に記入の上、そのファイルをE-mailに添付し送信する。

ア 送信先

送信先は、「2）現地視察の受付 ③ 送信先」と同じ。

イ タイトル

電子メールのタイトルは、「【応募者名】-第1回入札説明書等に関する質問（入札参加資格）」とすること。

③ 到達の確認方法

組合が質問書を提出した者に返信する。

④ 回答の公表

令和2年5月29日（金）午後5時までにホームページにて公表する。

4) 入札参加資格審査書類の受付

応募者の代表企業は、以下の要領に従って資格審査申請書に関する提出書類（様式3-1～3-4）を提出すること。

① 対象

入札参加希望者の代表企業となる者

② 提出期間

本入札説明書等公表日から令和2年6月8日（月）必着とする。

③ 提出方法及び提出先

応募者の代表企業が担当部署へ郵送により提出する。提出先は、「2. 入札に関する担当部署等」に示すとおりである。

なお、書類到着確認後、電話またはE-mailにて組合から担当者へ連絡を行う。また、持参による提出も認めるが、提出日時を事前に組合へ連絡した後に持参すること。

④ 提出書類

提出書類は、「第7章 提出書類及び作成要領」による。

⑤ 結果通知

資格審査結果は、令和2年6月12日（金）に応募者の代表企業に書面等で通知する。その際、事業提案書の作成に必要な応募者名を交付する。

⑥ 審査結果理由の説明請求

ア 審査の結果、参加資格が認められなかったものは、その理由について組合に対して説明を求めることができる。

イ 資格審査結果理由の説明を求める場合には、組合が通知した日の翌日から起算して3日以内（期間中の休日を除く。）に担当部署へ書面（書式は自由）を提出することにより、説明請求を行うものとする。郵送（書留に限る。）又は持参によるものとし、持参の場合は、午前9時～午後5時まで（ただし、正午から午後1時まで及び期間中の休日を除く。）とする。

ウ 説明を求めたものに対する回答は、速やかに書面により行う。

⑦ その他

ア 提出期限に遅れた入札参加資格審査書類は受け付けない。ただし、特段の事情があると組合が認めた場合は、受付ける場合がある。

イ 提出時には、身分を証明できるもの（社員証、運転免許証）の提示を求める場合がある。

5) 第2回入札説明書等に関する質問受付及び回答

第2回入札説明書等に関する質問受付及び回答を以下のとおり実施するものとし、電話等による質問には一切応じない。なお、応募者の特殊な技術、ノウハウ等に係り応募者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものを除き、質問に対

する回答は公表する。

① 提出期間

令和2年6月15日（月）午後5時までとする。

② 提出方法

本入札説明書等と同時にホームページに公表する第2回入札説明書等に関する質問書（様式2-2）（Microsoft Excel形式）に記入の上、そのファイルをE-mailに添付し送信する。

ア 送信先

送信先は、「2）現地視察の受付 ③ 送信先」に示すとおり。

イ タイトル

電子メールのタイトルは、「【応募者名】－第2回入札説明書等に関する質問（入札参加資格以外）」とすること。

③ 到達の確認方法

組合が質問、意見書を提出した者に返信する。

④ 回答の公表

令和2年7月6日（月）午後5時までに、資格審査通過者にメールにて送付し、後日ホームページにて公表する。なお、本事業に直接関係しない質問、不当に混乱を招くおそれがあると組合が判断した質問については回答しない。

また、応募者から独自のノウハウ等に基づく内容の質問であると申出された質問については、質問した応募者に対して個別に回答する場合がある。

6) 対面的対話

本事業の目的、要求水準事項の基本的考え方等を踏まえ、応募者が考える施設整備の概要（用地造成の考え方、全体配置平面図、車両動線図、処理フロー、焼却灰等の資源化方法、副生成物等の資源化方法など）を確認することを目的とし対面的対話を以下のとおり実施する。

① 提出期限

施設整備の概要及び確認事項の提出期限

令和2年7月10日（金）午後5時までとする。

② 提出資料

対面的対話確認事項（様式4）に記入の上、そのファイルをE-mailに添付し送信する。

ア 送信先

送信先は、「2）現地視察の受付 ③ 送信先」に示すとおり。

イ タイトル

電子メールのタイトルは、「【応募者名】－対面的対話確認事項等」とすること。

③ 到達の確認方法

組合が施設整備の概要、確認事項を提出した者に返信する。

④ 対面的対話の実施日

対面的対話の実施日時は、令和2年7月15日（水）、16日（木）を予定している。

詳細については、組合が施設整備の概要、確認事項を提出した者に通知する。

⑤ 回答の公表

確認書に対する回答は、令和2年7月31日（金）午後5時までに、公表するものとする。ただし、応募者の特殊な技術、ノウハウ等に係り応募者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものは、応募者へ直接回答し公表しないものとする。なお、組合が必要と認めた場合は質問について直接確認を行うことがある。

7) 事業提案書の受付

応募者の代表企業は、以下の項目に従って入札書及び本事業に対する提案内容を記載

した事業提案書を提出すること。

なお、組合は応募者の提案内容についてヒアリングを実施することを予定している。

- ① 対象
代表企業の参加資格審査通過者
- ② 提出期間
令和2年10月16日（金）午後5時までとする。
- ③ 提出方法
提出方法は、応募者の代表企業が「2. 入札に関する担当部署等」に示す場所へ持参により提出する。なお、郵送、E-mail、FAXによる提出は認めない。
- ④ 提出書類
提出書類は、「第7章 提出書類及び作成要領」に規定するとおりである。
- ⑤ 基礎審査に係る修正要望
組合は、提出された事業提案書の内容が入札説明書等で要求する基礎審査項目に適合していないと判断した場合又は事業提案書の内容に対し疑義がある場合は、令和2年10月30日（金）午後5時までに当該事業提案書を提出した者に対し、修正要望書（修正指示）による明瞭化作業並びに事業提案の修正を指示する。
修正を指示された者は事業提案書の修正を行い、修正した事業提案書（以下、「修正後事業提案書」という）を令和2年11月16日（月）午後5時までに提出しなければならない。提出方法については上記③と同様とする。
- ⑥ 基礎審査結果の通知
提出された事業提案書は、落札者決定基準で定めた審査方法により、基礎審査を実施する。基礎審査結果については、令和2年11月20日（金）午後5時までに事業提案書を提出した者に通知する。
- ⑦ 事業者ヒアリング
基礎審査合格者を対象にヒアリングを実施する。なお、ヒアリングの詳細については別途事業提案書を提出した者に通知する。
- ⑧ 開札
開札場所、開札日時及び開札への立会い等については組合が別途入札書を提出した者に通知する。
 - ア 開札日時
令和2年12月中旬
 - イ 開札場所
組合が指定する場所
- ⑨ 落札者決定の通知及び公表
令和2年12月下旬に応募者の代表企業に書面で発送する。入札結果の概要についてはホームページにて公表する。
- ⑩ 審査結果理由の説明請求
 - ア 審査の結果、落札者とならなかったものは、その理由について組合に対して説明を求めることができる。
 - イ 審査結果理由の説明を求める場合には、組合が通知した日の翌日から起算して3日以内（期間中の休日を除く。）に担当部署へ書面（書式は自由）を提出することにより、説明請求を行うものとする。郵送（書留に限る。）又は持参によるものとし、持参の場合は、午前9時～午後5時まで（ただし、正午から午後1時まで及び期間中の休日を除く。）とする。
 - ウ 説明を求めたものに対する回答は、速やかに書面により行う。
- ⑪ その他
 - ア 提出期限に遅れた事業提案書は受け付けない。ただし、特段の事情があると組合が認めた場合は、受付ける場合がある。
 - イ 提出時には、身分を証明できるもの（社員証、運転免許証）の提示を求める場合が

ある。

8) 入札に関する留意事項

① 入札説明書等の承諾

応募者は、「入札参加資格審査申請書（様式3-1）」の提出をもって、入札説明書等の記載内容を承諾したものとする。

② 費用負担

応募申込みに係る経費は、応募者の負担とする。

③ 提出書類の取扱い

ア 入札説明書等の承諾

応募者は、入札書類の提出をもって、入札説明書等及び追加資料の記載内容を承諾したものとする。

イ 事業提案書の変更等の禁止

事業提案書若しくは修正後事業提案書の変更、差し替え若しくは再提出は認めない。また、理由のいかんに関わらず事業提案書若しくは修正後事業提案書は返却しない。ただし、組合が必要と認めた場合はこの限りではない。

ウ 著作権

応募資料の著作権は、応募者に帰属することとするが、審査結果の公表において必要な場合、応募者に事前に協議した上で必要な範囲において組合が、公表等を行うことができるものとする。

エ 特許権等

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国の法に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、工事材料、施工方法、維持管理方法等を使用した結果生じた責任は、原則として提案を行った応募者が負う。

④ 資料の取扱い

組合が提供する資料は、本事業の入札に係る検討以外の目的に使用することはできない。

⑤ 使用言語及び単位、時刻

「提出書類の作成要領」及び各様式に特別に指定するもの以外は、入札に関して使用する言語は日本語、単位は計量法（平成4年法律第51号）に定めるもの、通貨単位は円、時刻は日本標準時とする。

⑥ 入札の辞退

資格審査申請書を提出した者は事業提案書の提出期限までは、随時、入札を辞退することができる。入札辞退届の提出要領は以下のとおりとする。

ア 提出期限

令和2年10月16日（金）午後5時までとする。

イ 提出方法

提出方法は、応募者が「入札辞退届（様式5）」を「2. 入札に関する担当部署等」に示す場所に持参により提出する。なお、E-mail、FAXによる提出は認めない。

ウ その他

入札辞退の撤回はできないものとする。

⑦ 入札無効に関する事項

次のいずれかに該当する入札は無効とする。

ア 入札説明書に規定する入札参加資格のない者が行った入札

イ 資格審査申請書に記載された応募者以外の者が行った入札

ウ 談合その他不正行為があったと認められる入札

エ 応募者の記名並びに応募者の代理人の署名及び押印を欠く入札又は入札事項を明

示しない入札

- オ 事業提案書等に虚偽の記載をした者が行った入札
- カ 同一事項に対し2通以上の書類提出がなされた入札
- キ 入札の金額の表示を改ざんし、又は訂正した入札
- ク その他入札説明書等において示した入札条件に違反した入札

⑧ 入札の中止等

本事業の入札手続きに関して組合が必要と認めたときは、入札の執行を取りやめることができる。

⑨ その他

入札説明書等に定めるもののほか、入札にあたって必要な事項が生じた場合には、組合は応募者に通知することとする。

落札者が特定事業契約を締結しない場合は、総合評価一般競争入札の総合評価の高い者から順に契約交渉を行う場合がある。

2. 入札に関する担当部署等

1) 担当部署

本入札に関する担当部署（提出書類等受付窓口）は以下に示すとおりである。

（提出先）

- ・尾張北部環境組合 総務課
- ・〒483-8221 愛知県江南市赤童子町大堀90（江南市役所内）
- ・電話：0587-54-1188 FAX：0587-54-1212
- ・電子メール：kumiai@owarihokubu.jp

2) 入札に関する資料公表方法

入札説明書等は、組合のホームページにて公表する。

3. 契約手続き

1) 契約内容の協議

組合と落札者並びに落札者が設立する運営事業者は、基本協定締結後、基本契約、建設工事請負契約、運営・維持管理業務委託契約、焼却灰等運搬業務委託契約及び焼却灰等資源化業務委託契約の締結に向け、契約内容について協議する。なお、契約内容の協議は契約書案の詳細の協議を行うものであり、入札説明書等に規定された内容及び条件の変更を行うものではない。

2) 事業契約の締結

本事業の契約について、特別目的会社設立の有無に関わらず以下の手続きで行うこととする。

① 基本協定

対象者：落札者

締結時期：落札者決定後すみやかに

② 基本契約

対象者：落札者及び落札者が設立する運営事業者

締結時期：本契約は建設工事請負契約締結の議決を経たことにより、建設工事請負契約が有効に成立したことを効力発生条件とするものとし、令和3年3月下旬頃有効に成立する。

③ 建設工事請負契約

対象者：建設事業者

締結時期：令和3年2月上旬頃までに仮契約を締結する。本仮契約は令和3年3月下

旬に開催する議会の議決を経たことにより、令和3年3月下旬頃有効に成立する。

④ 運営・維持管理業務委託契約

対象者：運営事業者（特別目的会社を設立する場合は特別目的会社）

締結時期：本契約は建設工事請負契約締結の議決を経たことにより、建設工事請負契約が有効に成立し、基本契約が有効に成立したことを効力発生条件とするものとし、令和3年3月下旬頃有効に成立する。

⑤ 焼却灰等運搬業務委託契約

対象者：焼却灰等運搬企業

締結時期：本契約は建設工事請負契約締結の議決を経たことにより、建設工事請負契約が有効に成立し、基本契約が有効に成立したことを効力発生条件とするものとし、令和3年3月下旬頃有効に成立する。なお、本契約は組合、運営事業者（特別目的会社を設立する場合は特別目的会社）、焼却灰等運搬企業の間で焼却灰等の運搬に係る三者契約を締結することを予定している。

⑥ 焼却灰等資源化委託契約

対象者：焼却灰等資源化企業

締結時期：本契約は建設工事請負契約締結の議決を経たことにより、建設工事請負契約が有効に成立し、基本契約が有効に成立したことを効力発生条件とするものとし、令和3年3月下旬頃有効に成立する。なお、本契約は組合、運営事業者（特別目的会社を設立する場合は特別目的会社）、焼却灰等資源化企業の間で焼却灰等の資源化に係る三者契約を締結することを予定している。

3) 地位の譲渡等

組合の事前の承諾がある場合を除き、事業者は事業契約上の地位及び権利義務等を譲渡、担保提供又はその他の方法により処分してはならない。

4) 入札保証金及び契約保証金

① 入札保証金

入札保証金は免除する。

② 契約保証金等

ア 契約保証金の額

(ア) 建設工事請負契約

建設事業者は、建設業務の履行を保証するために、建設工事請負契約金額の10分の1以上に相当する金額を建設業務期間中の契約保証金として建設工事請負契約の締結時に組合に納付する。

(イ) 運営・維持管理業務委託契約

運営事業者は、運営業務の履行を保証するために、年度運営費の10分の1以上に相当する金額を契約期間中の契約保証金として運営・維持管理業務委託契約の締結時に納付する。

(ウ) 焼却灰等運搬業務契約

焼却灰等運搬企業は、焼却灰等運搬業務の履行を保証するために、年度契約金額の10分の1以上に相当する金額を契約期間中の契約保証金として運営・維持管理業務委託契約の締結時に納付する。

(エ) 焼却灰等資源化委託契約

焼却灰等資源化企業は、焼却灰等資源化の履行を保証するために、年度契約金額の10分の1以上に相当する金額を契約期間中の契約保証金として運営・維持管理業務委託契約の締結時に納付する。

イ 契約保証金の納付方法

契約保証金は現金で納付するものとするが、契約保証金額に相当する次のいずれかの担保を提供することにより替えることができる。

- (ア) 契約保証金に代わる担保となる有価証券等（国債証券、地方債証券、政府が保証する証券、組合管理者が確実であると認める公社債券）の提供
- (イ) この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払いを保証する銀行、発注者が確実と認める金融機関又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。以下同じ。）の保証
- (ウ) この契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証
- (エ) この契約に基づく債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結

第7章 提出書類及び作成要領

1. 一般的事項

各提出書類を作成するにあたっては、特に組合の指示がない限り、次のとおりとすること。各提出書類に用いる言語は日本語、通貨は円、単位は計量法とする。また、原則として横書きで記述する。

2. 代表企業の入札参加資格審査申請書類

入札参加資格審査申請を行う入札参加予定者は、次の提出書類をまとめて2部（正本1部、副本1部）提出すること。

- ① 代表企業の入札参加資格審査申請書 : 様式3-1
- ② 代表企業委任状（代理人） : 様式3-2
- ③ 代表企業の参加要件を証明する書類 : 様式3-3
- ④ 参加資格に関する誓約書 : 様式3-4

3. 入札辞退時届

入札辞退時の提出書類は、次の書類を1部提出すること。

- ① 入札辞退届 : 様式5

4. 事業提案書類

事業提案書類の提出時は、次の提出書類を指定の部数提出すること。

提出書類		様式等	部数
代表企業以外の入札参加資格審査申請書		様式6-1	各2部
代表企業、構成員及び協力企業一覧表		様式6-2	各2部
建設JVの構成（JVの場合）		様式6-3	各2部
委任状（代表企業）		様式6-4	各2部
代表企業を除く各業務を担当する者の要件を証明する書類		様式6-5	各2部
代表企業以外の入札参加資格に関する誓約書		様式6-6	各1部
事業提案書提出届等		様式7-1～7-2	各1部
提案書	施設計画図書等 （基礎審査対象図書）	様式8-1-1～ 8-5-2	各8部 （正本1部、副本7部）
	事業計画 （全ての審査対象図書）	様式9-1～ 9-10-2	
	技術提案書 （非価格要素審査対象図書）	様式10-1-1～10- 11-2	
入札書（価格要素審査対象）		様式11	1部

要求水準適合表	様式12	1部
提案書の電子データ（DVD等）	—	1式

1) 施設計画図書

施設計画図書は、任意様式としA4版（A3版書類についてはA4版に折込み）・縦・横書き・左綴じとして1冊にまとめ、各8部（正本1部、副本7部）提出すること。

施設計画図書には、各ページの下中央に通し番号（1/〇～〇/〇）をふり、受付グループ名を右下欄に記入する。また、施設計画図面については次のとおりとする。

- ① 図面は、JISの建築製図通則に従って作成すること。
- ② 右下に図面名称及び組合から通知した応募者名を記入する。

2) 施設計画図書の必要事項

施設計画図書に必要な事項は、「別添資料1 ごみ処理施設整備・運営事業 要求水準書 第I編 建設業務編」の「p.41 第10節 3. 実施設計図書の提出」を参照することし、様式8-1-1～8-5-2を併せて提出すること。

3) 事業計画

事業計画は、様式9-1～9-10-2を提出すること。

ただし、様式9-1～9-3は、正本のみに添付すること。

様式番号	様式名
様式9-1	事業費
様式9-2-1～2	建設業務費
様式9-3	運營業務委託費
様式9-3（添付）	提案変動単価
様式9-4	SPC資本概要（SPCを設立しない場合は不要）
様式9-5	開業費（運営固定費）（SPCを設立しない場合は不要）
様式9-6-1	運営固定費Ⅰ（人件費）
様式9-6-2	運営固定費Ⅰ（その他経費）
様式9-7-1	運営固定費Ⅱ（エネルギー回収型廃棄物処理施設 運転管理経費）
様式9-7-2	運営固定費Ⅱ（マテリアルリサイクル推進施設 運転管理経費）
様式9-8-1	運営固定費Ⅲ（エネルギー回収型廃棄物処理施設 点検補修費）
様式9-8-2	運営固定費Ⅲ（マテリアルリサイクル推進施設 点検補修費）
様式9-9-1	運営変動費Ⅰ（エネルギー回収型廃棄物処理施設）
様式9-9-2	運営変動費Ⅰ（マテリアルリサイクル推進施設）
様式9-10-1	事業収支表（損益計算書） ※SPCを設立しない場合は本事業に係る部分のみ
様式9-10-2	事業収支表（キャッシュフロー計算書） ※SPCを設立しない場合は本事業に係る部分のみ

4) 技術提案書

技術提案書を作成するにあたっては、特に組合の指示がない限り、次のとおりとすること。

- ① 技術提案書は、様式10-1-1~10-11-2に示す所定のページ数とし、様式集の順番で1冊にまとめ、「技術提案書」をA4版（A3版書類についてはA4版に折込み）・縦・横書き・左綴じとして、各10部（正本1部、副本9部）提出すること。文字サイズは11ポイント以上（図表は含めない）とし、技術提案書には、各ページの下中央に通し番号（1/〇~〇/〇）をふり、組合から通知した応募者名を右下欄に記入する。
- ② 添付資料が必要な場合は、様式集の順番（各添付資料の該当する様式が分かるようにまとめること。）で1冊にまとめ、A4版（A3版書類についてはA4版に折込み）・縦・横書き・左綴じとして、各10部（正本1部、副本9部）提出すること。また、添付資料には、各ページの下中央に通し番号（1/〇~〇/〇）をふり、応募者名を右下欄に記入する。
- ③ 技術提案書のうち文章で記載するものについては、図表、絵及び写真等を使用してよい。また、着色は自由とする。
- ④ ロゴマークの使用を含めて、構成企業かどうかにかかわらず企業名等がわかる記述を避けること。ただし、提案書のうちの正本1部については、表紙及び表紙以外の各様式において企業名を明らかにすること。（正本に構成企業の凡例をつける対応も可とする。）。
- ⑤ 各様式の記載事項については、様式間の不整合がないよう留意すること。
- ⑥ 組合に提出する事業提案書の電子データは、PDF形式とし、技術提案書、施設計画図書、添付資料毎に様式集の順番でそれぞれ1つのPDFファイルにまとめてDVDに保存し提出すること。ただし、電子データのサイズに応じてPDFファイルを複数に分割してもよい。なお、PDFに加えて、様式集（Excel版）については Microsoft Excel（Windows版とし、バージョンは2016程度とする。）も提出すること。

6) 入札書

入札書を作成するにあたっては、特に組合の指示がない限り、次のとおりとすること。

- ① 入札書（様式11）に応札額を記入の上、様式9-1から様式9-3と共に封筒に入れ、封かんし、封筒の表面に、事業名、事業実施場所、応募者名及び代表企業の商号又は名称等を記載すること。封筒については図1を参考にすること。
- ② 入札価格は、事業期間にわたる建設業務に係る対価及び運営業務に係る対価を単純に合計した金額（現在価値換算前の実額ベース）とし、「入札説明書添付書類-6 対価の支払方法について」に基づいて算定すること。また、物価変動等に応じた改定は入札価格に見込まないこと。
- ③ 入札価格には、電力引き込み工事の負担金を含めること。なお、工事負担金は、特別高圧、高圧にかかわらず、予定価格に記載の特別高圧の引き込みに要する工事負担金の110分の100の額とすること。
- ④ 入札価格には、消費税及び地方消費税を加えないこと。
- ⑤ 技術提案書との整合性を確保すること。

尾張北部環境組合 管理者 澤田 和延

事業名 ごみ処理施設整備・運営事業

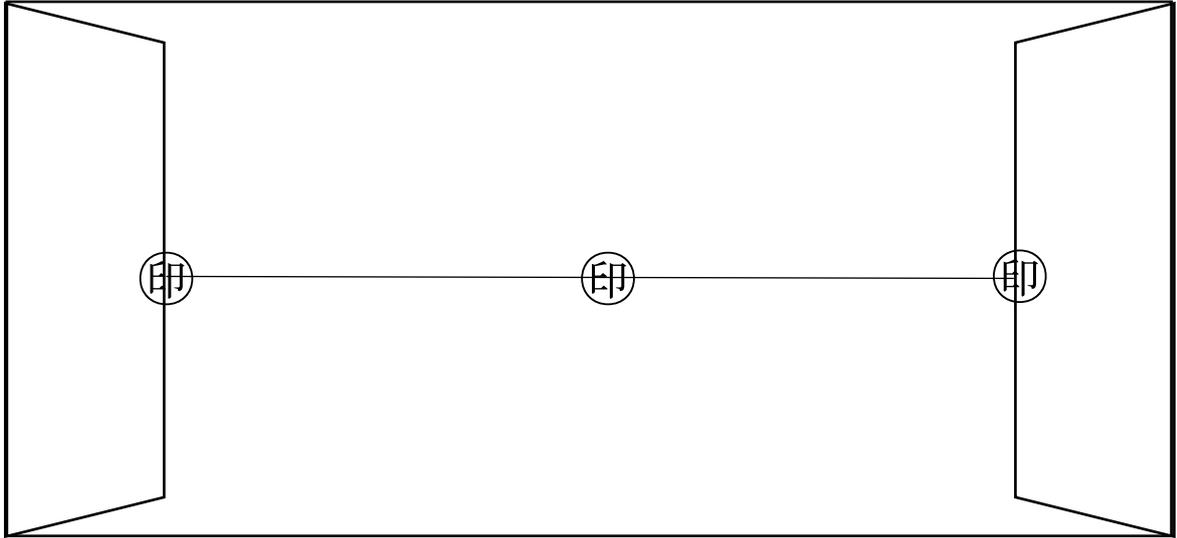
事業実施場所 愛知県江南市中般若町北浦地内

応募者名 _____
 所在地 _____
 商号又は名称 _____
 代表者職氏名 _____

印

印

年 月 日



- ※ 入札書を提出する封筒は長形3号を基本とする。
- ※ 印については、代表企業の印を用いること。

図1 入札書封筒の記載イメージ

第8章 本事業に関する提示条件等

1. 事業者の収入

本事業における事業者の収入は次のとおりとする。

1) 本施設の建設業務に係る対価

組合は、本施設の建設業務の対価として、建設業務費を建設事業者を支払う。詳細は、「入札説明書添付資料-6 対価の支払方法について」に定める。

2) 本施設の運営業務に係る対価

組合は、本施設の運営業務の対価として、運営業務委託費を運営事業者を支払う。詳細は、「入札説明書添付資料-6 対価の支払方法について」に定める。

3) 支払の減額等

組合は、事業者の業務実施状況についてモニタリングを行い、要求水準を満たしていないことが判明した場合は、委託費の減額等を行うことがある。減額等の方法についての詳細は、「入札説明書添付資料-7 モニタリング及び対価の減額について」に定める。

2. 組合が適用を予定している交付金について

組合は、本事業の実施に関して、循環型社会形成推進交付金（以下「交付金」という。）の適用を予定している。交付金の申請等の手続は組合において行うが、建設事業者は組合が行う交付金の申請手続き等に協力するとともに、当該交付金交付要綱等に適合するように関連資料の作成を行うこととする。

3. 保険

1) 組合は、本施設の災害等による損害を担保する目的で、建物総合損害共済（公益社団法人全国市有物件災害共済会）に加入する。

2) 事業者の帰責事由によって損害が生じた場合には、組合は事業者に対して損害賠償請求権を有する。ただし、事業者が付保する保険金により補填された部分は控除されるものとする。

3) 事業者は第三者賠償保険等の必要な保険に加入すること。

4. 想定されるリスクの分担

1) 基本的な考え方

本事業におけるリスク分担の考え方は、組合と事業者が適正にリスクを分担することにより、より低廉で質の高いサービスの提供を目指そうとするものである。建設業務、運営業務に伴うリスクは、原則として事業者が負うものとするが、組合が分担すべき合理的な理由があるリスクについては、組合がリスクを負うこととする。

2) 想定されるリスクの分担

組合と事業者のリスク分担の詳細は、「入札説明書添付資料-8 リスク分担」、基本契約書（案）、建設工事請負契約書（案）及び運営・維持管理業務委託契約書（案）、焼却灰等運搬業務委託契約書（案）、焼却灰等資源化業務委託契約書（案）において定める。

5. 業務の委託等

業者は業務の一部を第三者に委任し又は請け負わせることができる。ただし構成員又は協力企業以外の者へ委託し又は請け負わせる場合は事前に組合の承諾を得るものとする。

6. 地元への配慮

雇用については、関係法令等に基づく雇用基準等を遵守するとともに、地元雇用に配慮す

ること。なお、地元とは、組合を構成する2市2町をいう。下請人等を選定する際は、組合を構成する2市2町に本店（建設業法に規定する主たる営業所を含む。）又は営業所、支店を有する者の中から選定するよう努めること。

また、資機材等の調達、納品等においても同様とする。

7. 事業の継続が困難となった場合の措置

1) 事業者の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合

- ① 事業者が、事業契約で定める事業者の責めに帰すべき事由により債務不履行又はその懸念が生じた場合、組合は、事業者に対して、是正勧告を行い、一定期間内に改善策の提出、実施を求めることができる。事業者が当該期間内に改善することができなかつたときは、組合は、事業契約を解除することができる。
- ② 事業者が倒産し、又は事業者の財務状況が著しく悪化し、その結果、事業契約に基づく事業の継続的履行が困難と合理的に考えられる場合、組合は事業契約を解除することができる。
- ③ 上記①及び②により組合が事業契約を解除した場合、事業者は、組合に生じた損害（令和7年3月までに本施設が竣工できなくなり、交付金が適用されなくなった場合には、組合への交付額の減少分を含む。）を賠償しなければならない。

2) 組合の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合

- ① 組合の責めに帰すべき事由に基づく債務不履行により事業の継続が困難となった場合、事業者は事業契約を解除することができる。
- ② 上記①により事業者が事業契約を解除した場合、組合は、事業者が生じた損害を賠償する。

3) 当事者の責めに帰すことのできない事由により事業の継続が困難となった場合

不可抗力その他組合又は事業者の責めに帰すことのできない事由により事業の継続が困難となった場合、組合及び事業者双方は、事業継続の可否について協議する。なお、一定の期間内に協議が整わないときは、それぞれの相手方に事前に書面によるその旨の通知をすることにより、組合及び事業者は、事業契約を解除することができる。

4) その他

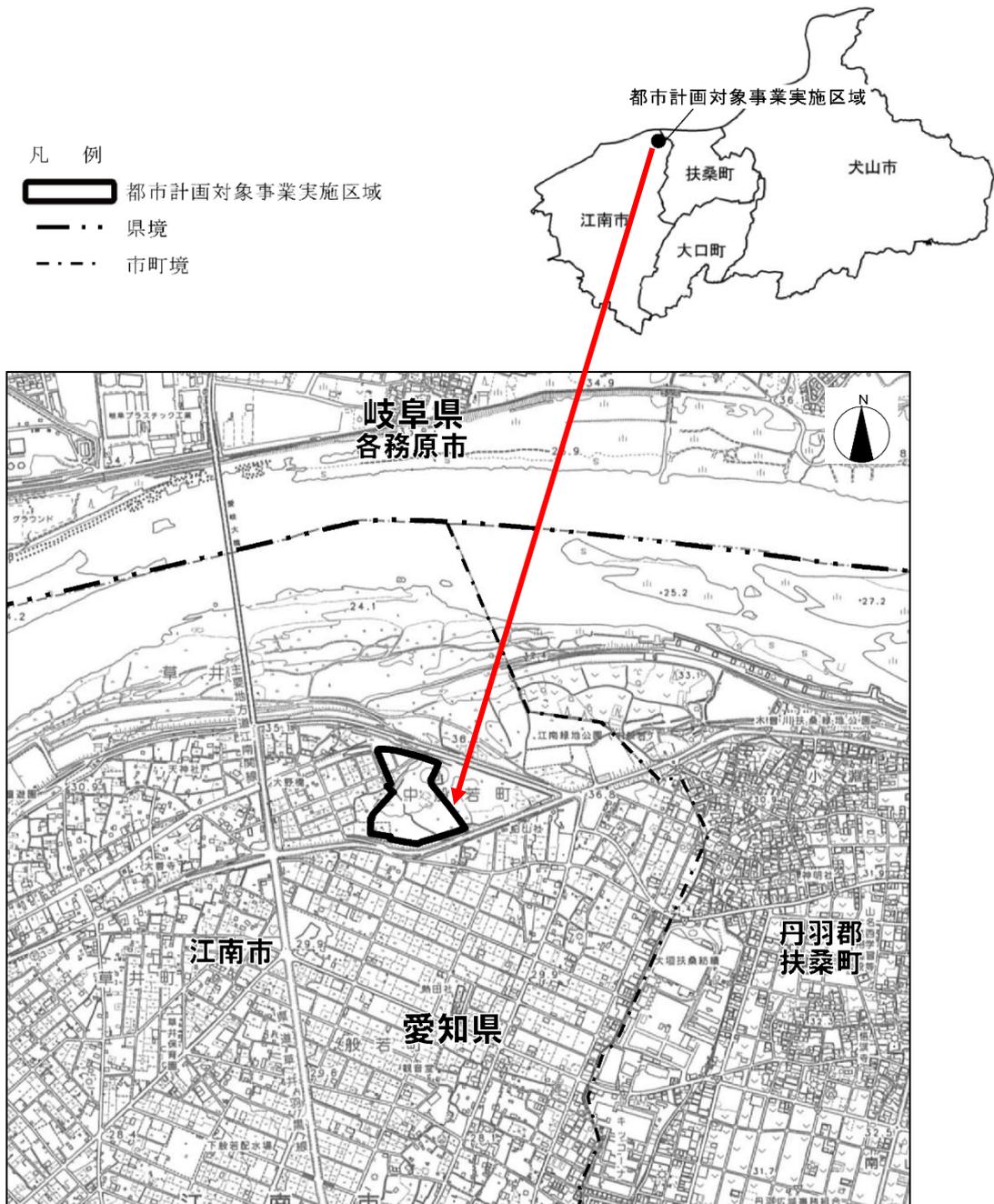
その他、事業の継続が困難となった場合の措置の詳細は、事業契約に定める。

8. 組合による本事業の実施状況の監視

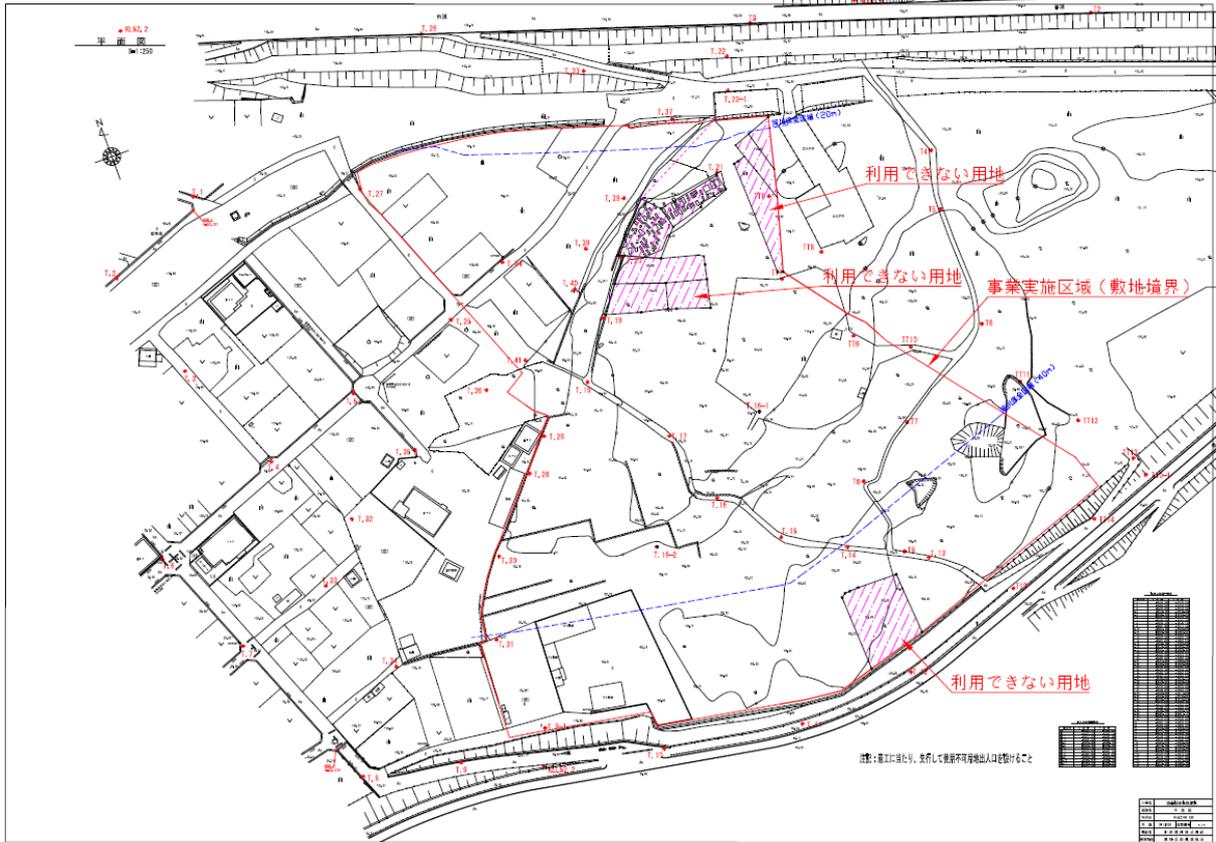
組合は、事業者が実施する実施状況が要求水準及び事業契約の内容を満たしているかを確認するため、本事業の監視を行う。詳細は、「入札説明書添付資料-7 モニタリング及び対価の減額について」に定める。

入札説明書添付資料

入札説明書添付資料-1 事業実施場所

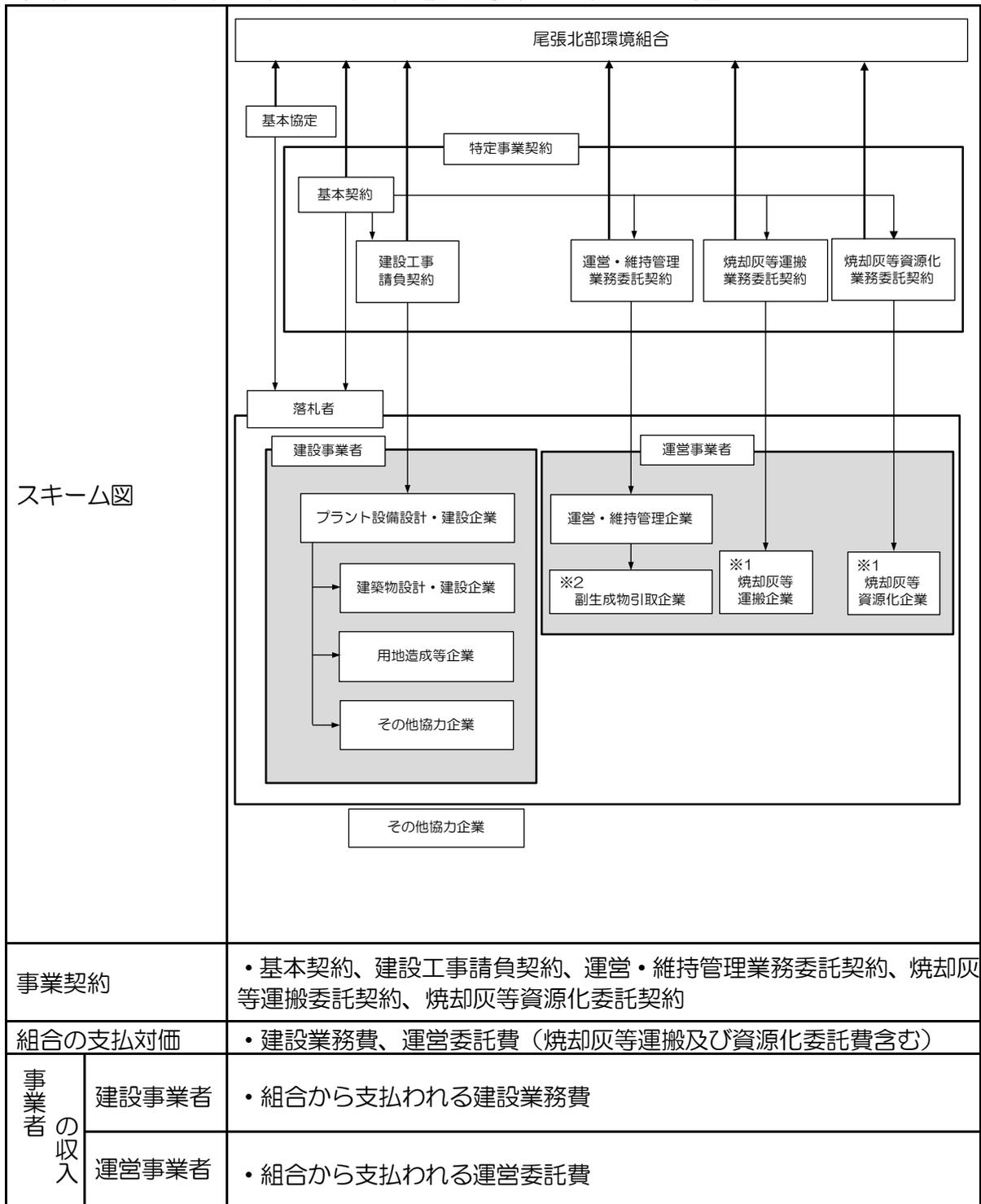


入札説明書添付資料-2 事業実施区域



入札説明書添付資料-3 ① 事業スキーム図（案）

1. 特別目的会社（SPC）設置なし、建設工事単独企業とした場合

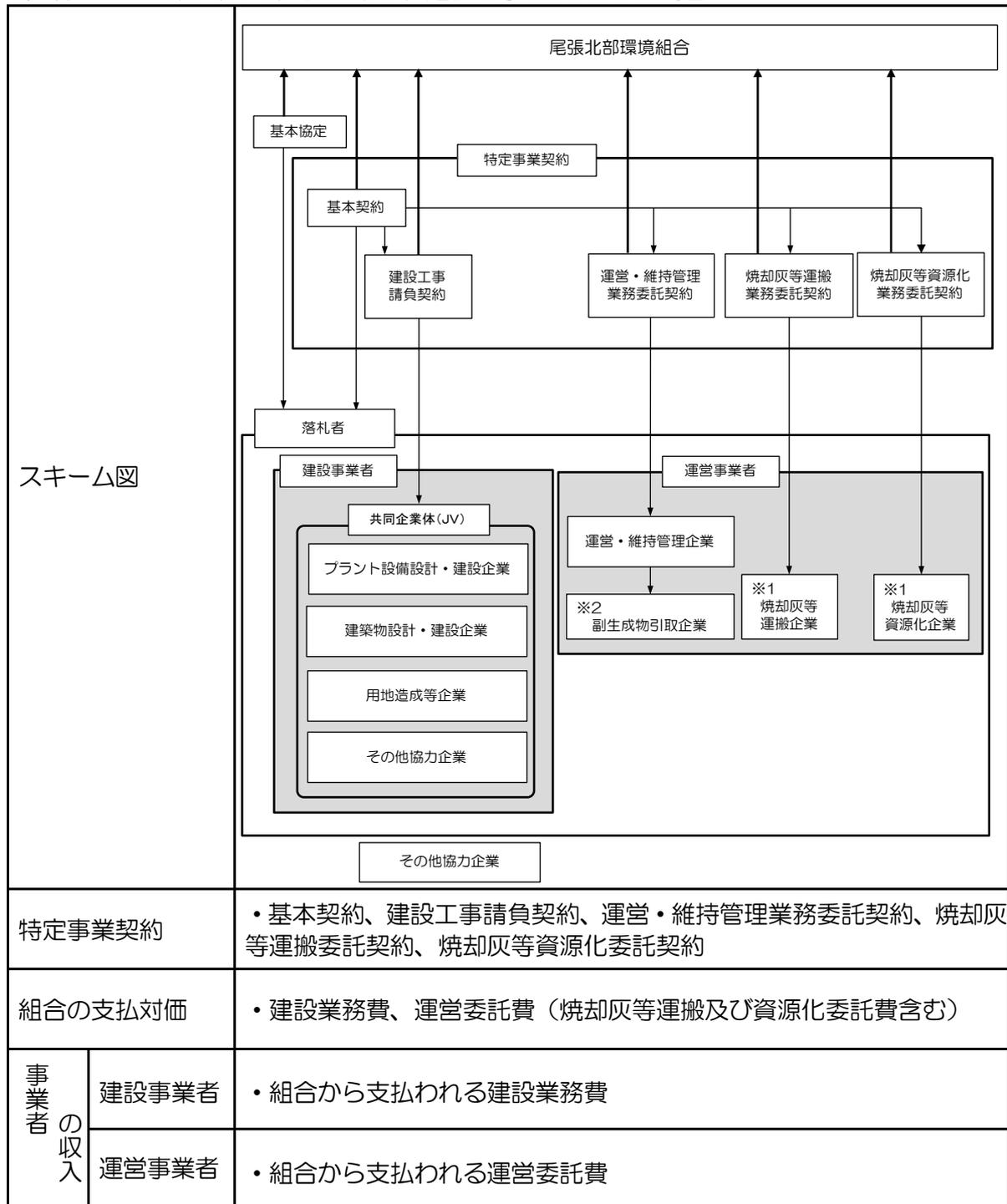


※1：焼却灰等運搬企業、焼却灰等資源化企業は、組合、運営・維持管理企業との3者契約を予定している。また、他の応募グループに入ることを認める。

※2：副生成物引取企業は、本施設で生成された副生成物等を有価で引き取る。また、他の応募グループに入ることを認める。

入札説明書添付資料-3 ② 事業スキーム図（案）

2. 特別目的会社（SPC）設置なし、建設工事をJVとした場合

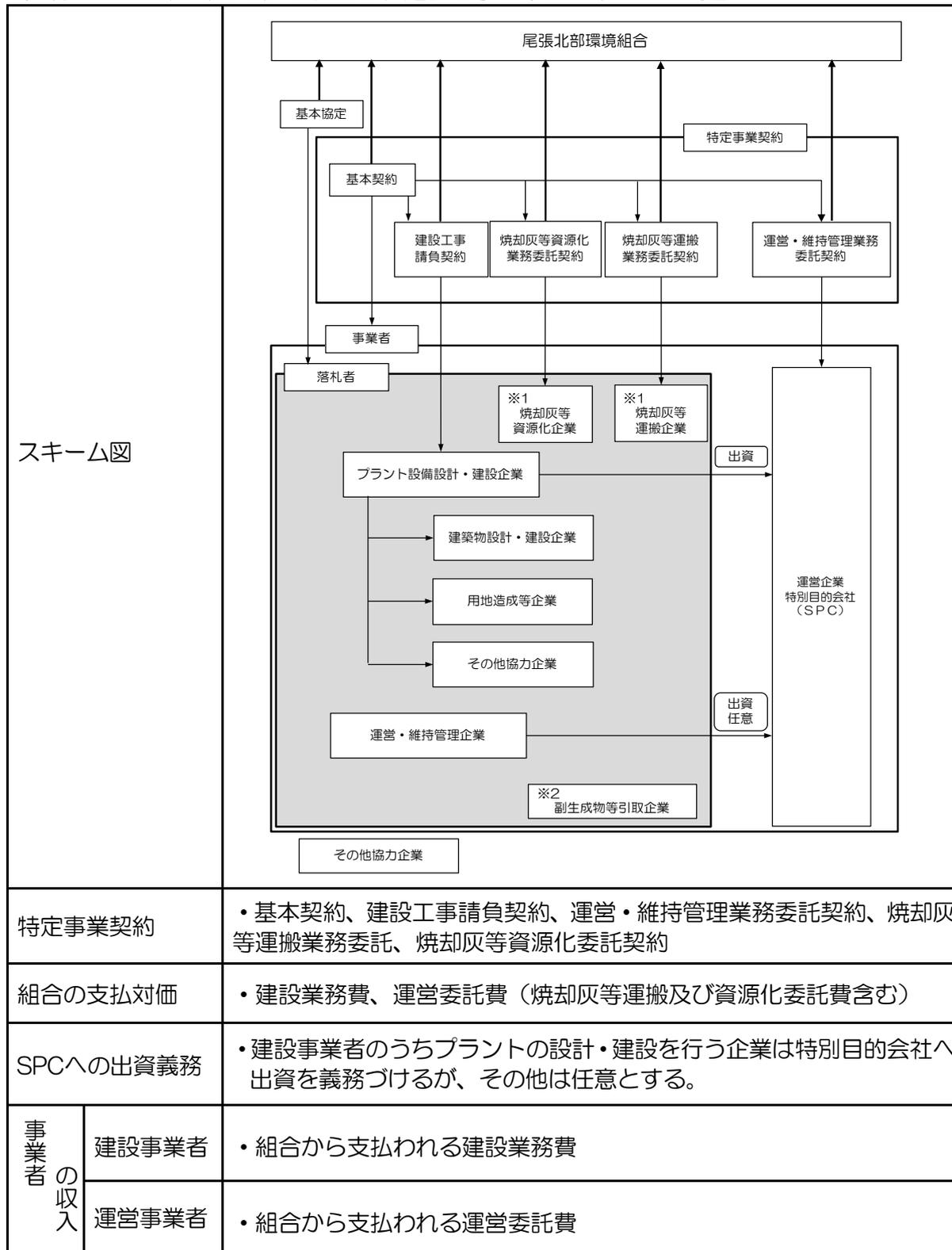


※1：焼却灰等運搬企業、焼却灰等資源化企業は、組合、運営・維持管理企業との3者契約を予定している。また、他の応募グループに入ることを認める。

※2：副生成物引取企業は、本施設で生成された副生成物等を有価で引き取る。また、他の応募グループに入ることを認める。

入札説明書添付資料-3 ③ 事業スキーム図（案）

3. 特別目的会社（SPC）を設置し、建設工事を単独企業とした場合

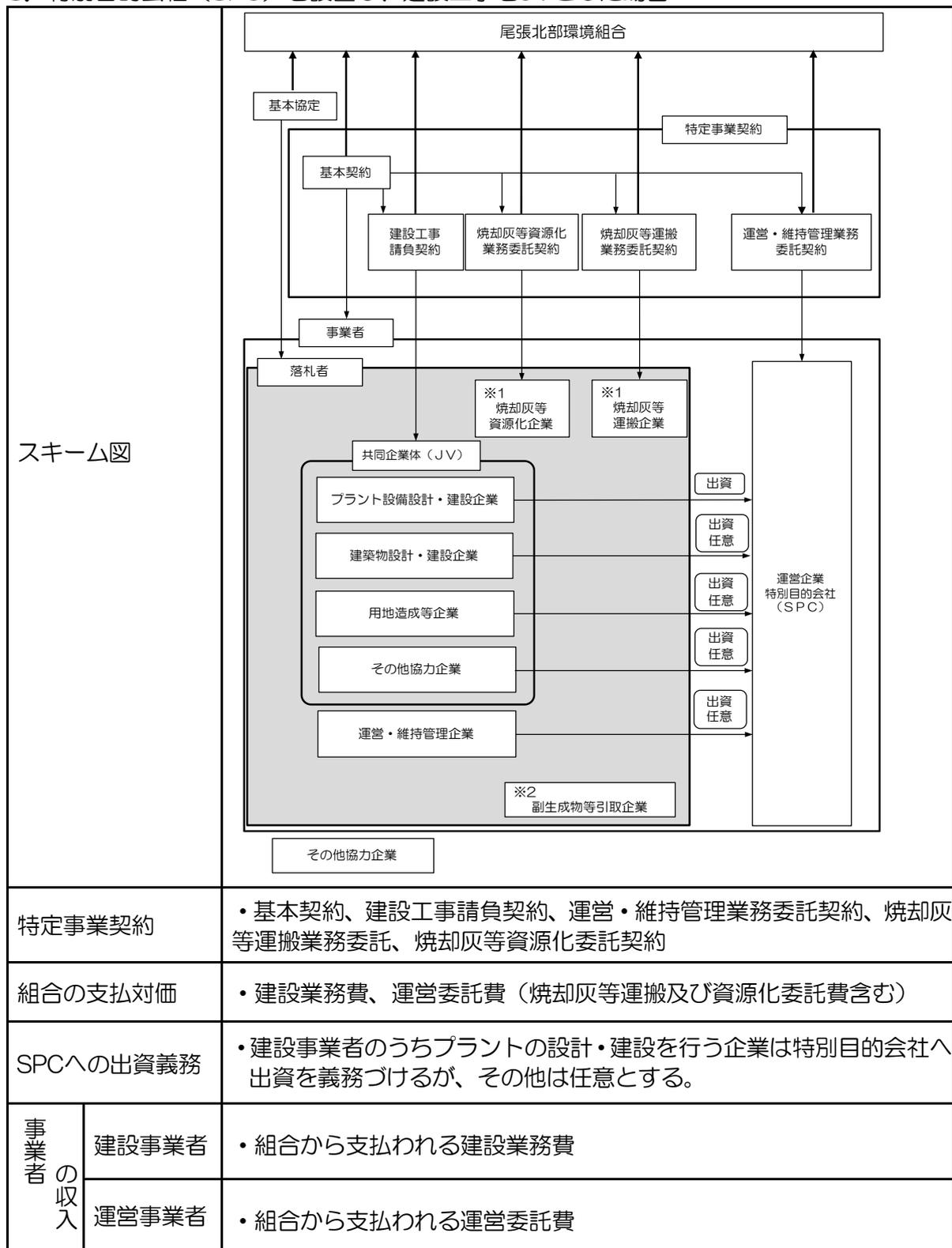


※1：焼却灰等運搬企業、焼却灰等資源化企業は、組合、運営・維持管理企業との三者契約とする。また、他の応募グループに入ることを認める。

※2：副生成物引取企業は、本施設で生成された副生成物等を有価で引き取る。また、他の応募グループに入ることを認める。

入札説明書添付資料-3 ④ 事業スキーム図（案）

3. 特別目的会社（SPC）を設置し、建設工事をJVとした場合



※1：焼却灰等運搬企業、焼却灰等資源化企業は、組合、運営・維持管理企業との3者契約を予定している。また、他の応募グループに入ることを認める。

※2：副生成物引取企業は、本施設で生成された副生成物等を有価で引き取る。また、他の応募グループに入ることを認める。

入札説明書添付資料-4 本事業の主な業務範囲

主な業務		対象施設			
		エネルギー回収型 廃棄物処理施設	マテリアリサイクル 推進施設	管理棟 (管理機能)	
設計・ 建設 業務	測量・地質調査	組合(事業者が必要とする追加調査は、事業者)			
	許認可申請等	組合(事業者は組合へ支援する)			
	設計・造成工事・建設工事	事業者			
	教育訓練	事業者(組合職員への教育訓練含む)			
運営・ 維持 管理 業務	処理対象物等の受入業務	組合	組合		
	処理対象物等の搬入管理	組合	組合		
	運転管理	事業者	組合		
	維持管理	プラント設備	事業者	事業者	
		建築物等	事業者	事業者	事業者
	施設からの搬出(運搬)	焼却灰等	事業者	事業者	
		副生成物等	事業者	事業者	
		有価物等		組合	
		有害ごみ		組合	
		剪定枝		組合	
	資源化等	焼却灰等	事業者	事業者	
		副生成物等	事業者	事業者	
		有価物等		組合	
		有害ごみ		組合	
		剪定枝		組合	
	見学者対応	組合	組合	組合	

注記：組合、事業者の業務範囲の詳細は、要求水準書、事業契約書等に示すが契約締結時協議を行う予定である。

入札説明書添付資料-5 本事業の業務範囲分担表

(○：主、▲：副)

業務区分	業務内容	組合	事業者	備考
計画管理	・施設整備全体に関する計画、管理	○		
	・一般廃棄物処理基本計画	○		
	・一般廃棄物実施計画	○		
	・施設への搬入計画	○		
用地取得	・用地の確保	○		
	・廃掃法に基づく設置届	○	▲	副は図書類の作成を行う。
	・交付金申請書	○	▲	副は図書類の作成を行う。
施設整備に係る許認可手続	・搬入道路、河川法関連、航空法関係、その他関係する許認可	○	▲	副は図書類の作成を行う。
	・工事に係る許認可手続き	▲	○	副は必要に応じて連絡等の作業補助を行う。
	・実施設計	▲	○	副は設計監理を行う。
建設	・工事に係る許認可手続き	▲	○	副は必要に応じて連絡等の作業補助を行う。
	・施工		○	
	・施工管理		○	工事監理は組合が行う。
施設全体管理	・施設設置者としての施設管理	○		
	・本施設のうちエネルギー回収型廃棄物処理施設の管理	▲	○	副は受入管理のみ行う。
	・上記以外の施設の管理	○	▲	副は必要に応じて組合に協力する。
受付管理	・搬入ごみの受入判定	○	▲	副は必要に応じて組合に協力する。
	・計量	○	▲	副は必要に応じて組合に協力する。
	・料金徴収	○		料金徴収の対象は、直接搬入のみとする。
運営管理	・運転管理計画作成		○	
	・エネルギー回収型廃棄物処理施設の運転管理及び作業	▲	○	副は受入管理を行う。
	・上記以外の施設の運転管理及び作業	○	▲	副は必要に応じて組合に協力する。
	・搬入監理（不適物混入防止の監視）	○	▲	副は必要に応じて組合に協力する。
	・受入物のごみ組成調査	▲	○	
	・焼却灰等、副生成物等、有価物の積み込み、運搬	▲	○	副はマテリアルリサイクル推進施設で回収される有価物に限る。
	・有害ごみ、剪定枝の積み込み、運搬	○	▲	副は必要に応じて組合に協力する。
・内装、説明用調度品等の整備	▲	○		
	・見学者（事前予約、議会議員、自治体職員）対応	○	▲	副は、見学者の最低限の安全確保、見学に必要な情報提供及び必要に応じて説明の支援を行う。

(○：主、▲：副)

業務区分	業務内容	組合	事業者	備考
調達	・物品・用役の調達・管理	▲	○	副は、エネルギー回収型廃棄物処理施設以外の施設について協力する。
	・検査・点検・補修計画作成、実施 (マテリアルリサイクル推進施設は運営開始後10年間)	▲	○	副は、エネルギー回収型廃棄物処理施設以外の施設について協力する。
	・精密機能検査実施	▲	○	副は情報提供、成果品の確認などを行う。
	・外構施設保全	▲	○	副は主の業務を監視する。
	・施設改造、改良保全		○	
環境管理	・環境管理(排ガス、粉じん等)		○	
	・作業環境管理	▲	○	副は組合業務範囲に限る。
焼却灰等の処理・処分	・焼却灰等の資源化		○	
	・副生成物等の資源化		○	
	・有価物の資源化	○	▲	主は、マテリアルリサイクル推進施設で回収される有価物に限る。副は必要に応じて搬出に協力する。
	・有害ごみ及び剪定枝の資源化	○	▲	副は必要に応じて協力する。
余熱利用	・売電及びそれに係る事務手続		○	
	・本施設の余熱利用設備の運営、維持管理		○	
災害対応	・災害時見学者等対応	○	▲	主は災害時における見学者(来訪者含む)へ飲料水・食料等の提供等の対応を行う。
	・災害廃棄物処理対応	▲	○	主は災害廃棄物の受入及び処理を行う。
情報管理	・報告書作成と管理	▲	○	主は報告書の作成を行い、副による管理を受ける。
	・廃棄物処理法第8条の4に規定する維持管理の記録及び閲覧資料の作成	▲	○	副は本施設内で資料の閲覧を行う。
	・設計図書等施設情報の管理	▲	○	主は報告書の作成を行い、副による管理を受ける。
	・施設清掃	▲	○	副は組合業務範囲に限る。
	・施設警備		○	
	・情報セキュリティ	▲	○	施設運営に関するデータ及び見学者等に関する個人情報の漏洩対策のための情報セキュリティソフトの購入・管理等。
	・住民対応	○	▲	主は本事業実施に対する住民意見への対応を行い、副は提案内容実施に対する住民意見の対応を行う。

入札説明書添付資料-6 対価の支払方法について

1. 対価の構成

事業者が本事業における事業契約書等に規定された業務を提供することにより、組合が事業者に支払う対価の構成は、表1に示すとおりとする。

表1 建設業務費及び運営業務委託費の構成

支払いの対象となる業務	建設業務費及び運営業務委託費		対象となる費用等
建設業務	『建設業務費』		建設業務を行う上で必要となるすべての費用とする。
運営業務	運営業務委託費A	『運営固定費Ⅰ』	【人件費、その他の諸費用】 ・人件費 ・事務費（旅費、消耗品、使用料等） ・負担金等（負担金、公租公課等） ・保険料 ・その他費用（SPCを設立する場合の経費等）
		『運営固定費Ⅱ』	【運転管理費用】 ・電気基本料金、水道基本料金 ※マテリアルリサイクル推進施設も20年分 ・油脂類費 ・測定、分析（排ガス、排水など） ・建築設備保守費、清掃、環境整備費等
		『運営固定費Ⅲ』	【点検・補修費用】 ・点検、補修費、更新費、部品交換費等 ※マテリアルリサイクル推進施設に関わるものは10年間分
	運営業務委託費B	『運営変動費Ⅰ』	【変動費用】 ＜エネルギー回収型廃棄物処理施設＞ ・燃料費 ・薬品費 ・光熱水費（電気基本料金、水道基本料金等除く） ※マテリアルリサイクル推進施設も20年分 ・その他処理量に応じて増減する費用 ＜マテリアルリサイクル推進施設＞ ・薬品費（10年間）
		『運営変動費Ⅱ』	・焼却灰等の運搬費 ・焼却灰等の資源化費

2. 対価の算定方法

1) 建設業務に係る対価

表2 建設業務に係る対価

支払いの対象となる業務	支払対象となる費用	算定方法
建設業務	本施設の建設業務費用	○建設業務に対する対価

※1：電力引込み工事負担金は建設事業者が送配電事業者へ支払う。組合から建設事業者への支払額は、実際に建設事業者から送配電事業者へ負担した金額とする。

2) 運營業務に係る対価

表3 運營業務委託費の算定方法

支払いの対象となる業務	支払対象となる費用		算定方法
運營業務委託費A	運営固定費Ⅰ	【人件費、その他の諸費用】 ・人件費 ・事務費（旅費、消耗品、使用料等） ・負担金等（負担金、公租公課等） ・保険料 ・その他経費（SPCを設立する場合の経費等）	○運営固定費Ⅰ+Ⅱ =運営固定費Ⅰ+運営固定費Ⅱ-事業者が提案する副生成物等の資源化費（買取費） ※運営固定費Ⅰ、Ⅱは、事業者が提案した各年度の固定費
	運営固定費Ⅱ	【運転管理費用】 ・電気基本料金、水道基本料金 ※マテリアルリサイクル推進施設も20年分 ・油脂類費 ・測定、分析（排ガス、排水など） ・建築設備保守費、清掃、環境整備費等	
	運営固定費Ⅲ	【点検・補修費用】 ・点検、補修費、更新費、部品交換費等 ※マテリアルリサイクル推進施設に関わるものは10年間分	○点検、補修費は、各年度の点検・補修計画に合わせた金額とする。また、点検・補修費は支払金額の平準化に配慮すること。
運營業務委託費B	運営変動費Ⅰ	【本施設の変動費用】 <エネルギー回収型廃棄物処理施設> ・燃料費 ・光熱水費（電気基本料金、水道基本料金等除く） ※マテリアルリサイクル推進施設も20年分 ・薬品費 <マテリアルリサイクル推進施設> ・薬品費（10年間）	○運営変動費Ⅰ =各年度の計画処理量×提案単価
	運営変動費Ⅱ	【焼却灰等の資源化の変動費】 ・焼却灰等の運搬費 ・焼却灰等の資源化費	○運営変動費Ⅱ =各支払期の運搬量または資源化量（実績値）×提案単価

- ※1：各支払い時期の運營業務に係る対価は、1円未満を切り捨てるものとする。
- ※2：「各支払期の実績処理対象物量」は、ごみ計量機にて計量した搬入量とし、単位はトン（t）、小数点以下第2位（10kg単位）までを有効桁数とする。
- ※3：「計画処理量」は、「別添資料1 ごみ処理施設整備・運営事業 要求水準書 第I編 建設業務編 第1章 総則 第2節 計画主要目」を参照すること。
- ※4：各支払期の運搬量の単位はトン（t）、小数点以下第2位（10kg単位）までを有効桁数とする。
- ※5：入札価格の算定にあたっては、別添資料1 ごみ処理施設整備・運営事業 要求水準書 第I編 建設業務編に示した年度別計画処理量を基に行うこと。また、副生成物等を全量組合から有価で引き取る資源化費を考慮すること。

3. 対価の支払い方法

1) 建設業務費

本施設の建設業務費の支払条件は、事業提案書を基に各会計年度における請負代金の支払いの限度額を設定することによるものとし、建設事業者は部分払について、契約規則等に則って請求できる。

電力引込み工事負担金について、組合から建設事業者への支払は建設期間最終年度に行なうものとする。

詳細は建設工事請負契約書(案)において定める。なお、前払金及び中間払は行わない。

2) 運営業務委託費

本施設の運営業務委託費は、組合業務範囲を除き令和7年4月から令和27年3月までの20年間、組合業務範囲の運営固定費Ⅲについては令和17年3月までの10年間にわたり、モニタリング結果を踏まえ、四半期毎に運営事業者に対して支払うものとする。運営事業者は、翌月10日までに前月の月間業務報告書を提出し組合の確認を受ける。組合は、提出された月間業務報告書について10日以内に委託業務の完了について確認する。運営事業者は、四半期最終月の月間業務報告書の確認を受けた後、当該四半期分の請求書を速やかに組合へ提出する。組合は、請求書を受理した日から30日以内に運営業務委託費を支払うものとする。

運営変動費については、計画処理量に基づき四半期毎に1回仮払いし、モニタリング結果を踏まえ、年度末に精算する。

運営業務委託費の支払方法は以下のとおりとする。

① 支払回数

ア 業務委託費A(運営固定費Ⅰ・運営固定費Ⅱ・組合業務範囲を除く運営固定費Ⅲ) : 80回(20年間×年4回)、組合業務範囲の運営固定費Ⅲ : 40回(10年×年4回)
イ 業務委託費B(運営変動費Ⅰ) : 80回(20年間×年4回)

② 業務委託費A(運営固定費Ⅰ、運営固定費Ⅱ、運営固定費Ⅲ)の1回あたりの支払額は、事業者が提案した各年度の運営固定費を12で除した金額の四半期分とする。なお、固定費Ⅲについては、組合と事業者が協議の上、補修計画の見直しにより、各年度の支払額を見直すことができる。ただし、当該運営固定費Ⅲの事業期間中の総額については変更できないことを基本とする。

③ 組合業務範囲において組合の帰責により運営固定費Ⅲの総額の変更を行う場合は、組合の帰責であることを客観的に証明できる場合に限り変更する。

④ 業務委託費B(運営変動費Ⅰ)の1回あたりの支払額は、四半期毎に行い各支払期の実績処理対象物量×提案単価(円/t)によるものとする。ただし、第1四半期から第3四半期の当該委託料については、ごみを実際に処理した量(以下「実績処理対象物量」という)にかかわらず、当該年度に予定される計画処理量の4分の1を、応募者より提案されたごみ量1トンあたりの処理単価(以下「ごみ処理単価」という。)に乗じて算定を行う。一方、第4四半期の当該委託料については、ごみ処理単価に当該年度の実績処理対象物量を乗じて、年間のごみ処理費を確定した上で、第1四半期から第3四半期の当該委託料を控除した調整額により算定する。

3) 業務委託費B(変動費Ⅱ) 焼却灰等の運搬委託費

焼却灰等の運搬費は、令和7年4月から令和27年3月までの20年間にわたり、モニタリング結果を踏まえ、毎月運営事業者へ支払うものとする。運営事業者は毎月の月報を翌月10日以内に組合へ提出し、月報受領日から10日以内に委託業務の完了について確認する。運営事業者は確認を受けた後、速やかに請求書を組合へ提出する。組合は、請求書を受理した日から30日以内に焼却灰等運搬委託費を支払うものとする。

① 支払回数

ア 焼却灰等運搬委託費：240回（20年間×年12回）

② 支払額

ア 焼却灰等運搬委託費の1回当たりの支払額は、各支払期の運搬量（実績値）×提案単価（円/t）によるものとする。

4) 業務委託費B（変動費Ⅱ）焼却灰等の資源化委託費

焼却灰等の資源化委託費は、令和7年4月から令和27年3月までの20年間にわたり、モニタリング結果を踏まえ、毎月運営事業者へ支払うものとする。運営事業者は毎月の月報を翌月10日以内に組合へ提出し、月報受領日から10日以内に委託業務の完了について確認する。運営事業者は確認を受けた後、速やかに請求書を組合へ提出する。組合は、請求書を受理した日から30日以内に焼却灰等資源化委託費を支払うものとする。

① 支払回数

ア 焼却灰等資源化委託費：240回（20年間×年12回）

② 支払額

ア 焼却灰等資源化委託費の1回当たりの支払額は、各支払期の資源化量（実績値）×提案単価（円/t）によるものとする。

4. 運営業務委託費の改定

1) 改定の基本的な考え方

運営固定費及び運営変動費の構成内容ごとについて、それぞれ改定に用いる指標を設定し、改定率を乗じることで反映させるものとする。

2) 物価変動に基づく改定方法

物価変動に基づき、運営固定費及び運営変動費について、改定を行う。なお、改定の周期は1年に1回とし、各年度の改定は下記のとおり行う。

① 提案時点の令和2年度平均値を基準とし、表4に示す指標ごとに毎年9月末時点で公表されている最新の指標（直近12ヶ月の平均）に基づき、10月末までに表5に示す算定式により運営固定費及び運営変動費の見直しを行い、翌年度の運営委託費を確定する。

② 改定率に小数点以下第4位未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

③ 事業者の提案内容、市場の変動等により、改定に用いる指標が実態に整合しない場合には、組合と事業者で協議を行うものとする。

④ なお、本事業の応募者が表4に示す指標以外の指標を用いることが適当と考える場合、提案書に当該指標と合理的根拠を記載することにより、落札者決定後の協議において組合とその妥当性について協議を行うことができる。

表4 物価変動に基づく改定に用いる指標

区分		改定の対象となる費用	指標
運營業務委託費A	固定費Ⅰ	・人件費	「毎月勤労統計調査／調査産業計（事業所規模30人以上）／現金給与総額指数／愛知県平均」（厚生労働省）
		・その他	「消費税を除く企業向けサービス価格指数／総平均」（日本銀行調査統計局）
	固定費Ⅱ	・電気基本料金、水道基本料金	各供給事業者等との需給契約が変更等された場合、組合と事業者が変更内容をもとに協議し、組合が変更等を決定する。
		・その他	「消費税を除く企業向けサービス価格指数／総平均」（日本銀行調査統計局）
	固定費Ⅲ	・補修費等	「消費税を除く国内企業物価指数／汎用機器」（日本銀行調査統計局）
	運營業務委託費B	変動費	・燃料費
・薬品費			「消費税を除く国内企業物価指数／化学工業製品／無機化学工業製品」（日本銀行調査統計局）
・光熱水費（電力等の基本料金を除く）			各供給事業者等との需給契約が変更等された場合、組合と事業者が変更内容をもとに協議し、組合が変更等を決定する。
・その他			「消費税を除く企業向けサービス価格指数／総平均」（日本銀行調査統計局）

3) 改定の条件 運營業務委託費の支払額

改定の条件 運營業務委託費の支払額については、改定のための確認を年1回行うものとする。改定時の指標と前回改定時の指標を比較し、±1.5%（上述 3)①に示す改定割合に±0.0151以上の増減があった場合であり、小数点以下第4位未満に端数が生じた場合は、小数点以下第4位未満を切り捨てるものとする）を超過する増減があった場合に改定を行うものとする。なお、事業者は変動の有無にかかわらず、組合へ書面により毎年報告を行うこと。毎年、9月末時点で公表されている最新の指標（直近12ヶ月の平均値）に基づき、10月末までに見直しを行い、翌年度の運營業務委託費を確定する。改定された運營業務委託費は、改定年度の翌年の第1期支払期の支払から反映させる。ただし、電力基本料金及び電気使用料の変更に伴う運營業務委託費の改定時期は、組合と事業者との協議により別途定めることができる。

初回の改定は、契約から運営開始までの期間を踏まえ、令和6年9月末時点で公表されている最新の指標（直近12ヶ月の平均値）に基づき、令和6年10月末までに見直しを行い、令和7年度の運營業務委託費を確定する（比較対象は令和3年3月末時点で公表されている指標（直近12ヶ月の平均値）とする。）。改定された運營業務委託費は、令

和7年度の第1期支払期の支払から反映させる。なお、初回改定時の基準額は事業契約に定めた額となる。

表5 運営業務委託費の改定の算定式一覧

項目	記号	備考
前年度の運営業務委託費	F_{t-1}	前年度となる令和[t-1]年度の運営業務委託費。※1
改定後の運営業務委託費	F_t	物価変動等に基づく改定後の令和[t]年度の運営業務委託費。
前回改定時の物価指数	I_α	表4に示す指標の令和[α]年度の平均値。
改定時の物価指数 ※2	I_{t-1}	表4に示す指標の令和[t-1]年度の平均値。

■算定式：
$$F_t = F_{t-1} \times \frac{I_{t-1}}{I_\alpha} \quad \left(\text{改定率} : \frac{I_{t-1}}{I_\alpha} \right)$$

※1 なお、初年度（令和7年度）に限り、入札時に提示される令和2年度の運営業務委託費を適用すること。

※2 改定時の物価指数は、各年10月に確定する前年度の10月から翌年9月までの物価指数の平均を指す。

入札説明書添付資料-7 モニタリング及び対価の減額について

1. モニタリング目的

本施設の運営業務に対するモニタリングは、組合と運営事業者が協力し本施設が運営期間中一定の水準を保ち安定稼働させることを目的として実施するものであり、運営業務委託費を削減することを目的とするものではない。

2. 要求水準を保つための措置

本施設の運営期間中に組合が要求する一定以上の水準を保つための措置は図1に示すとおりである。

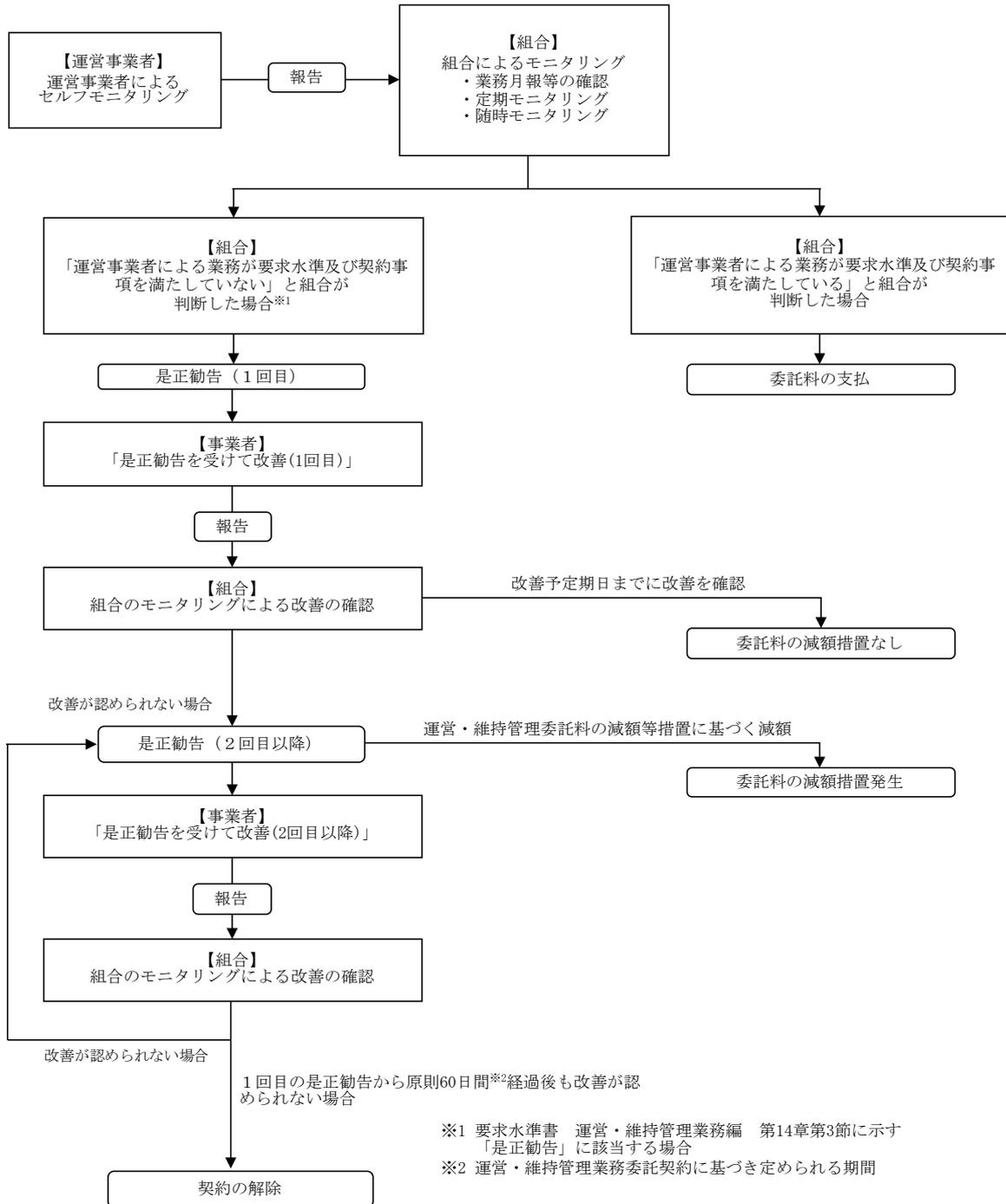


図1 是正措置の考え方

3. モニタリングの方法

モニタリングは、運営事業者が行うセルフモニタリングと組合が行うモニタリングで構成する。

1) 運営事業者のセルフモニタリング

① セルフモニタリング実施計画書の作成

運営事業者は、運営・維持管理業務委託契約締結後、以下の項目を含むセルフモニタリング実施計画書を作成し、組合の承諾を得ること。

ア モニタリングの内容

イ モニタリングの実施時期及びモニタリング箇所

ウ モニタリング実施組織

エ モニタリングの結果の記録様式

オ モニタリングの報告等の手続き

② セルフモニタリングの実施と報告

運営事業者は、セルフモニタリング実施計画書承諾後、実施計画書に基づいてセルフモニタリングを実施すること。

2) 組合によるモニタリングの方法

本事業における運営業務のモニタリングについては、以下のとおりとする。

① 業務月報等の確認

組合は、運営事業者が運営・維持管理業務委託契約、入札説明書等及び提案書に定める業務内容の実施状況を、運営事業者から組合へ提出される業務月報等で確認する。また、是正勧告により減額等へ至った事象において、その当該業務日報等を公表する場合がある。

② 定期モニタリングと随時モニタリング

組合は、定期モニタリングとして月1回、本施設の現場調査を行い、運営事業者から提出された業務月報等の記載内容、契約の履行状況について確認を行う。

また、随時モニタリングとして必要に応じて、本施設の現場調査を適宜実施して確認する。

4. 業務の改善についての措置

1) 是正勧告

組合は、上記モニタリングの結果から、運営事業者による業務が要求水準及び運営・維持管理業務委託契約の各条項を満たしていないと判断した場合には、その内容に応じて適切な以下の初期対応を行う。

① 是正勧告（第1回目）

確認された不具合が、繰り返し発生しているものであるか、初発でも重大であると認められた場合、組合は事業者に対して適切な是正措置をとることを通告（是正勧告）する。

運営事業者は、組合から是正勧告を受けた場合、速やかに改善対策と改善期限について組合と協議を行うとともに、改善対策、改善期限、再発防止策等を記載した業務改善計画書を組合に提出し、組合の承諾を得ること。

② やむを得ない事由による場合の措置

やむを得ない事由により要求水準及び運営・維持管理業務委託契約の内容を満たすことができない場合、運営事業者は組合に対して速やかに、かつ、詳細にこれを報告し、その改善策について組合と協議する。運営事業者の報告した事由に合理性があると組合が判断した場合、組合は、対象となる業務の中止又は停止等の変更を認め、再度の勧告の対象としない。

③ 改善の確認

組合は、運営事業者からの改善完了の通知又は改善期限の到来を受け、随時のモニタリングを行い、業務改善計画書に沿った改善の実施状況を確認する。

④ 是正勧告（第2回目以降）

組合におけるモニタリングの結果、業務改善計画書に沿った期間及び内容での改善が認められないと組合が判断した場合、組合は、運営事業者に第2回目以降の是正勧告を行うとともに、再度、業務改善計画書の提出請求、協議、承諾及び随時のモニタリングによる改善確認の措置を行う。

⑤ 契約の解除等

組合は、上記①の是正勧告（第1回目）を行った後、原則60日間（運営・維持管理委託契約に基づき定められる期間）を経て改善効果が認められないと判断した場合、組合が本契約の継続を希望しない時には、本契約を解除することができる。

2) 運営業務委託費の減額等の措置

運営業務実施の状況により、以下に示す委託費の減額措置を行う。

- ① モニタリングの結果、組合が是正勧告（第2回目以降）を行った場合、当該事象に対して第2回目以降の勧告を行った日を起算日（同日を含む。以下同じ。）とし、当該是正勧告の対象となる事象が解消されたことを組合が認める日まで、年365日の日割り計算で運営事業者を支払う運営業務委託費（固定費Ⅰ）を減額する。
- ② 運営業務委託費の減額の程度は、1件の是正勧告に対して固定費Ⅰの10%とする。
なお、複数の是正勧告による固定費Ⅰの減額の限度は、50%とする。
- ③ 事業者の責めに帰すべき事由により、運営・維持管理業務委託契約に定める停止基準値の未達成が生じた場合には、①、②によらず、本施設を停止した日を起算日とし、当該未達成が解消されたことを組合が認める日まで、年365日の日割り計算で固定費Ⅰの10%を減額する。

3) 運営業務に係る対価の返還

運営業務委託費支払後に、業務報告書への虚偽の記載を含む、組合への虚偽報告が判明し、当該虚偽報告がなければ運営業務委託費が減額される状態であった場合、運営事業者は、減額されるべき運営業務委託費に相当する額を返還すること。この場合、当該減額されるべき運営業務委託費を組合が運営事業者を支払った日から、組合に返還する日までの日数につき、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率で計算した額の違約金を付するものとする。

入札説明書添付資料-8 リスク分担

本事業のリスク分担については、以下に示すとおりである。

	リスクの種類	No.	リスクの内容	組合	事業者
全期間共通	募集資料リスク	(1)	事業者募集資料の誤り又は変更によるもの	○	
	契約締結リスク	(2)	組合の事由による契約不調及び契約手続の遅延に関するもの	○	
		(3)	事業者の事由による契約不調及び契約手続の遅延に関するもの		○
	法令変更リスク	(4)	本事業に直接関連する法令・税制の変更等によるもの	○	
		(5)	上記以外の法令・税制度の新設・変更に関するもの		○
	政治リスク	(6)	政策方針の変更による事業若しくは操業の中止又は費用の増大に関するもの	○	
	許認可リスク	(7)	組合が取得すべき許認可の取得の遅延に関するもの	○	
		(8)	事業者が取得すべき許認可の取得の遅延に関するもの		○
	交付金リスク	(9)	事業者の事由により予定していた交付金額が交付されない等による計画遅延、費用の増大等に関するもの		○
		(10)	その他の事由により予定していた交付金額が交付されない等による計画遅延、費用の増大等に関するもの	○	
	応募コスト	(11)	応募コストに関するもの		○
	周辺住民対応リスク	(12)	組合が事業者に対して提示する条件に関する周辺住民等の反対運動、訴訟若しくは要望による計画遅延、条件変更、操業停止及び費用の増大等に関するもの	○	
		(13)	事業者の提案内容に関する周辺住民等の反対運動、訴訟又は要望による計画遅延、条件変更、操業停止及び費用の増大等に関するもの		○
		(14)	事業者が実施する業務に起因する周辺住民等の対応に関するもの		○
	第三者賠償リスク	(15)	事業者が実施する業務に起因して発生する事故等、施設の劣化などの維持管理の不備による事故等に関するもの		○
		(16)	上記以外のもの	○	
	環境保全リスク	(17)	事業者が実施する業務に起因する有害物質の排出、騒音及び振動等の周辺環境の悪化又は法令等の規制基準の不適合に関するもの		○
	用地リスク	(18)	地中障害物、その他募集資料等から予見できない用地の瑕疵に関するもの	○	
	資金調達リスク	(19)	事業者において本事業実施に際して必要とする資金の調達に関するもの		○
		(20)	組合において本事業実施に際して必要とする資金の調達に関するもの	○	

	リスクの種類	No.	リスクの内容	組合	事業者
全期間共通	金利変動リスク	(21)	金利変動に伴う事業者における資金調達費用の増大に関するもの		○
		(22)	金利変動に伴う組合における初期投資に係る資金調達費用の増大に関するもの	○	
	物価変動リスク	(23)	設計・建設・運営期間中の一定範囲内の物価変動（インフレ、デフレ）に伴う事業者の経費の増減に関するもの		○
		(24)	設計・建設・運営期間中、一定範囲を超える急激な物価変動（インフレ、デフレ）に伴う事業者の経費の増減に関するもの	○	
	不可抗力リスク	(25)	天災・暴動等不可抗力によるもののうちの増加費用	○	
	債務不履行リスク	(26)	事業者の事業放棄、事業破綻に関するもの又は事業者の業務内容が契約に規定した条件を満足しない場合等に関するもの		○
		(27)	組合の債務不履行、支払遅延等に関するもの	○	
	事故発生リスク	(28)	設計・建設・管理運営業務における事故の発生に関するもの		○
設計段階	測量・調査リスク	(29)	組合が実施した測量、調査の不備に伴う計画・仕様変更による費用の増大に関するもの	○	
		(30)	事業者が実施した測量、調査の不備に伴う計画・仕様変更による費用の増大に関するもの		○
	設計変更リスク	(31)	組合の指示・提示条件の不備・変更による設計変更による費用の増大に関するもの	○	
		(32)	事業者の提案内容の不備・変更による設計変更による費用の増大に関するもの		○
	計画変更リスク	(33)	組合の事由による計画変更、遅延に関するもの	○	
	建設着工遅延リスク	(34)	組合の事由による建設工事の着工遅延に関するもの	○	
		(35)	事業者の事由による建設工事の着工遅延に関するもの		○
建設段階	工事費増加リスク	(36)	組合の提示条件の不備又は指示による工事工程や工事方法の変更若しくは工事費の増大に関するもの	○	
		(37)	事業者の事由による工事費の増大に関するもの		○
	工事遅延リスク	(38)	着工後の組合の指示等、組合の事由による工事の遅延に関するもの	○	
		(39)	事業者の事由による工事の遅延に関するもの		○
	一般的損害	(40)	工事目的物・材料・他関連工事に関して生じた損害に関するもの		○
	試運転・性能試験リスク	(41)	試運転・性能試験（事業者実施）に要する廃棄物の供給等に関するもの	○	
(42)		試運転・性能試験（事業者実施）の結果、契約等で規定した要求性能の不適合によるもの		○	

	リスクの種類	No.	リスクの内容	組合	事業者
運 営 期 間	運営開始遅延リスク	(43)	組合の指示、提示条件の不備・変更に関するもの	○	
		(44)	上記以外の要因に関するもの		○
	ごみ量変動リスク	(45)	施設許容量以内のごみの受け入れに関するもの		○
		(46)	施設許容量から著しく変動した場合の処理に関するもの	○	
	ごみ質変動リスク	(47)	想定ごみ質の範囲内のごみ質変動に関するもの		○
		(48)	想定ごみ質から著しく変動した場合の処理に関するもの	○	
	要求水準不適合リスク	(49)	契約で規定した要求性能の不適合によるもの（設計・建設の瑕疵によるものを含む）		○
	不適物処理リスク	(50)	搬入される不適物の処理に関するもの	○	
	施設設備損傷リスク	(51)	施設設計・施工に関するもの		○
		(52)	施設・設備の老朽化、劣化に関するもの		○
		(53)	事業者が実施する業務における運営不備に関するもの		○
		(54)	組合が実施する業務における運営不備に関するもの	○	
		(55)	収集車に関するもの	○	
		(56)	警備不備等による第三者の行為に関するもの（想定できない第三者の行為に関するものは除く）		○
		(57)	事故・火災等に関するもの		○
		(58)	搬入する処理対象物に関するもの	○	
	焼却灰等資源化リスク	(59)	本施設の稼働により排出される焼却灰等の資源化先に関するもの		○
	副生成物等の引取リスク	(60)	本施設の稼働により生成される副生成物等の有価による引取に関するもの		○
	有価物等の引取リスク	(61)	本施設のうち、マテリアルリサイクル推進施設で回収される有価物の引取に関するもの	○	
	有害ごみ 剪定枝の引取リスク	(62)	本施設に搬入される有害ごみ、剪定枝の引取に関するもの	○	
施設契約不適合リスク	(63)	事業者が実施する業務における事業期間中における施設契約不適合に関するもの		○	